

## 議事録

件名：	契約監視委員会（2019年度第4回）
日時：	2020年3月11日（水） 14:00～16:20
場所：	JICA本部6階 役員会議室
委員長：	不破 邦俊 公認会計士
委員：	石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士） 木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授 遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士） 戸川 正人 国際協力機構 監事
JICA：	調達部（事務局）東城部長他 総務部、社会基盤・平和構築部、他関係部署
議題：	1. 2018年度コンサルタント等契約及び研修委託契約に係る一者応札・応募の点検 2. 2020年度の運営について

議事：

JICA：

第4回契約監視委員会を開催させていただきます。お手元の資料にございますとおり、本日の議題は二つでございます。一つ目は、2018年度コンサルタント等契約及び研修委託契約に係る一者応札・応募の点検で、コンサルタント契約で8件、研修委託契約で4件が対象でございます。二つ目が、2020年度の運営についてでありまして、弊機構調達部長よりご説明を申し上げます。

本日審議の対象となる契約は資料1のとおりですが、本リストにはそれぞれの選定理由が記載してございますので、ご参考にしてください。それでは、個別案件の審議に入ります。

### 議題1 2018年度コンサルタント等契約及び研修委託契約に係る一者応札・応募の点検

#### No.1 ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズII詳細設計調査

##### 【有償勘定技術支援】業務実施契約

JICA：

この詳細設計調査の業務でございますが、円借款事業として供与をしておりますミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズII、これの詳細設計を行う業務として、

JICA が発注したものでございます。2018 年 4 月から昨年 11 月末までの期間で実施したもので、契約金額が 24 億円弱のものでございました。

この詳細設計、円借款の事業でございますが、ミャンマーのある意味日本という東海道線に相当するようなヤンゴンから首都ネピドー、それから第 2 の都市のマンダレー、その間を結ぶ一番最も幹線となる鉄道の、事実上近代化を図るための詳細設計の業務でございます。

フェーズⅡは、このヤンゴン・マンダレー間約 700 キロのうち、350 キロがこの詳細設計業務の対象でございました。この設計業務でございますが、お手元の資料でございますとおり、オリエンタルコンサルタンツグローバル、こちらを筆頭といたします全 5 社からなる共同企業体一者の応募ということで受注がなされ、業務が施行されたものでございます。

この案件、非常に規模が大きいこと、そして、事実上鉄道システムの今ある鉄道、施設、車両、電機、信号、こうしたものをすべて近代化、グレードアップするというこのための設計ということでありまして、非常に難易度が高い業務、また非常に多くの人員を必要とする業務、また非常に短期間で実施しなければならない。こうした状況下において、必要な技術者の確保、こうしたところで非常にそれぞれ各コンサルタンツ企業のリソースが問われる、そうした事業であるというところでございまして、残念ではございますが一者応札となったものでございます。

なお、実際の入札に先立ちましては、関心表明者からはご関心はちょうだいしているところでございまして、各企業とも内容面ではそれぞれ高いご関心、あるいは実施の希望等寄せられたところでございますが、先ほど申し上げましたような事情等により、一者応札になったものというふうに推察しているところでございます。

今後こうしたインフラ技術の政策的な文脈のもとで、こうしたことが今後とも発生し得ることも想定されますところ、私どもとしましてもできるだけ早い段階で案件の情報、こうしたものを広く業界の皆さんにお知らせをし、またこのプロジェクトの内容、あるいはそのプロジェクトにかかわります基礎情報もできるだけ内容を提供いたしまして、受注していただくチームの組成、こうしたものが十分なされるような、そうした配慮を今後とも継続して行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

全体 24 億円の契約でございますが、お手元資料におおよその費用構成を掲載させていただきました。設計業務でございますので、最も内容面でコアとなりますのが、まさにエンジニアの技術者の人件費でございますけれども、直接人件費に相当する 4 億 2000 万円ほど、こちらが事実上それぞれの技術者の方に稼働していただくための費用、これに加えまして現地への渡航、あるいは現地での測量等の事前条件調査等も必要でございます。こうしたものからなるものとして、全体 24 億円というふうになったものでございます。

**委員：**

この案件の選定理由としては、契約金額が最も大きい契約、契約金額がどのような費用から構成されているかを確認したいということで選定されています。

**委員：**

実際上の契約期間は、当初は17年度と18年度と19年度と3期間にまたがった形で決裁の予定がスケジュールされていたかと思うのですけれども、契約書を見ますと17年度はなく、18年度4月2日からという形で、1期ずれた形でスタートしているのですけれども、それは何か理由があるのですか。

**JICA :**

案件の準備そのものは、ご指摘のように2017年度から実施していたものでございますけれども、先方との調整、借款そのものの審査等、こうしたスケジュールを経ました結果、結果的に4月2日ということで、2018年度に契約時点はずれ込んだものでございますけれども、そういう意味ではご指摘されたように、2017年度からいろいろ準備を進めていたものでございます。

**JICA :**

この案件の契約交渉が2月下旬から3月の下旬、契約締結日が2018年度の4月2日なのですけれども、この契約交渉が早く整えば2017年度中の契約、つまり前の年度の3月末までに契約ができれば2017年度開始になっていた案件でして、それだけの理由で、契約締結の時期が4月の頭になったということです。ですから、当初の予定では、プレ公示が2017年の11月から行っておりますので、契約が整えば、早ければ2017年度中、つまり2018年3月末までに契約ができて作業を開始できる目途でやっていたのですけれども、その段取り、契約交渉等も整った結果、契約締結が年度を越えた、4月になったというだけのことで、それ以外の大きな理由は今のところ想定しておりません。

**委員 :**

これは契約交渉とかありますけれども、価格はどうなるのですか。プロポーザルの際に価格を明示して、大体概算幾らと明示した上で、中身で競争したのか。あるいはそうではなくて、契約交渉のところでお金を決めたのか。

**JICA :**

概ね必要となる予算規模は公示の段階でお示ししておりますが、この契約方式のところに企画競争というふうに書いてございますとおり、内容に関して競争していただきまして、制度上は最適な企画を提出していただくところと、具体は実際の作業量ですので、確認して金額に入っているわけでございますけれども、それを必要なものを提供する・しないということを受注予定者の方と交渉して、最終的な額の妥結をするものでございます。

**委員 :**

当初の業務規模を示すときの価格の決め方は、これは自ら積算したのでしょうか、見積もりとか取って。

**JICA :**

類似業務の実績、あるいは歩掛が存在するものは国内の積算基準、こうしたものを組み合わせて作成いたします。

**委員 :**

見積もりを取ったわけではないのですね。

JICA :

業務が明らかなものについては見積もりを取るケースもございます。

委員 :

今回、この場合は見積もりを取ったわけではないのですか。

JICA :

これについては事前に見積もりは取っていませんで、類似業務でフェーズ I の業務がございましたので、フェーズ I の業務を基に概算事業費を積算しています。

委員 :

はい。分かりました。

委員 :

フェーズ I の構成員、1 社だけアジア航測というのが抜けて、かわりに日本工営というところが入ってしまっていて、アジア航測は一応関心表明者にはなっているのですけれども、そういうことはよくあることかもしれないけれども、構成を決めるのはこの代表者のオリエンタルコンサルタンツが、その都度その都度ほかの方と話し合っていて決めていくということ、特に入れ替わったことに理由はないのですね。

JICA :

特段聞いてはございませんが、ご指摘のようにそれぞれの JV を構成される企業でご相談されて構成されるもので、特段アジア航測が特別な理由があったというふうには聞いてございません。

委員 :

得意分野が違うとか、そういうことでも別になくて同じような、どちらが入ってもかまわないような、そういう範囲の。

JICA :

はい、業務の内容としては、そう大きな違いは正直ございませんでした。

委員 :

分かりました。ほかにご質問は。よろしいですか。では、この案件についてはこのぐらいにさせていただきます。

2 番目は、地震があつてそれに対する緊急の案件だったようです。選定理由としては、詳細設計を除くコンサルタント等契約の中で、契約金額が最も大きい金額、ファストトラック制度についても確認したいということで選定されています。

## No. 2 インドネシア国中部スラウェシ州復興計画策定及び業務支援プロジェクト

### 【開発計画調査型技術協力】(ファストトラック制度適用型案件) 業務実施契約

JICA :

契約件名に「インドネシア国中部スラウェシ州復興計画策定及び業務支援プロジェクト」と記させていただいているとおり、2018年の9月末にインドネシアのスラウェシ州で発生した地震からの復興支援を行う業務でございます。

契約金額についてはこちらに示させていただいているとおり、9億9000万円というかなり大きな金額になっています。相手方ですけれども、共同事業体というところ、八千代エン지니어リング株式会社を代表者として、オリエンタルコンサルタンツグローバル、日本工営、パシフィックコンサルタンツ、パスコ、合計5者のJVを組んでいただいたコンサルタントと契約をさせていただいているというところでございます。

契約の経緯等は、こちらのほうに日付を記させていただいているとおりでございますが、業務内容の部分なのですけれども、今お話しさせていただいたとおり、2018年の9月の末に、インドネシアの中部スラウェシ州、こちらで大規模な地震が発生いたしまして、大きな被害を受けました。この復興支援を行う業務でございます。この2018年の年内に、インドネシア政府が中心になって復興の基本構想、「復興計画」と先方は言っていたのですが、そういったものを取りまとめていたというところがあるのですが、それを具体的に復興の計画あるいは復興を進めていくにあたって具体化を、この協力を通じて行ったというところが、主な内容になります。

具体的に、では何をやったのかというところなのですけれども、実際には今回の地震の特徴として大きく二つの点があって、一つは津波による被害を受けたということと、もう一つが、皆さま液状化というところ、この日本では湾岸部とかそういったところで液状化の被害を受けるということをご承知かと思っておりますけれども、この地震の際には、内陸部のほうで大きな液状化が発生して2000人以上、3000人弱の被害者が生じるというところもあって、そういった現象を踏まえた上での復興計画を策定していったというのが、本業務の内容になります。

そういった部分で具体的に何をやったのかというところなのですけれども、まず一つにはハザードの分析結果に基づく空間計画、いわゆる復興都市計画の策定支援。もう一つが、実際にそういったハザードの分析に基づいてインフラをどういう形で整備していくのか、あるいは復興していくのかということの検討を行った。最後にもう一つが、生計回復支援という形で、どういう形で実際の被災者の生計回復をやっていくのかというような活動を今、まさにやっているところでございます。

金額が非常に大きくなったというところのご指摘だったと思うのですが、実際にこういった大きく四つのコンポーネントを含む包括的な復興支援を行ったというところで、このような形の大規模な9億9000万円というような契約金額になったというのが、この背景としてあります。

続いて、一者応札・応募となった理由というところなのですけれども、この案件というのはハザードマップの作成、空間計画の策定、インフラ公共施設の強靱化、生計回復といった複数のコンポーネントが含まれていて、複数者によるJVになったというところがあるので

すけれども、やはりこういった JV を組んでやらなくてはいけないという判断があつて、JV の組成ですとかそういう組み合わせ等を検討していく中で、なかなか複数の JV 組成までには至らなかったというのが背景にあつたのではないかと、こちらのほうでは分析させていただいているところでございます。

その他というところでファストトラック制度というところをご指摘にもあつたのですが、こちらはファストトラック制度での適用をさせていただいておまして、通常のプロセスの 10 営業日程度、公示からプロポーザル提出、この期間を短縮させていただいているというところで、それが特徴と言えるものでございます。

今後ということでは、こういう一者応札ということを防ぐためにも、特に実際一方での復興支援、迅速性というのが問われることもあつて、できるだけ早くやっていくということが必要などころがありますが、プレ公示制度、そういったものをしっかりと活用して、できるだけ公示の前から業務内容をしっかりと広く伝えていって、できるだけ早い段階でこういった調達の動きを承知していただく。その応募に向けた対応をできるような形にしていくということが重要なのかなというふうに、私どものほうでは考えているところでございます。

**委員：**

ファストトラックの制度は理解したのですが、準備期間が短くてその結果ジョイント・ベンチャーが大きくなって、一者応札の可能性が出てくると思います。その場合の一者応札を回避するというのではなくて、妥当な契約金額であるということが重要だと思うのですが、今次契約金額の妥当性の確認のプロセスを教えてください。

**JICA：**

今回のところは大きく契約金額でいうと、人件費のほかに再委託の経費が大体 2 億円弱と積算させていただいておりますけれども、こちらについては、実は当初の見積りの想定とほぼ同じ金額になっております。私ども、復興支援というのはある程度業務をやってきていますので、これまでの実績に基づいてこういった再委託の金額の設定をさせていただいております、今回それがある程度当たった。率直な言い方をすると適切な積算ができたのかと考えているところでございます。

もう一点、一方で人件費がどれだけかかるのか、やはりこういった複数のカウンターパートが存在してその調整業務も必要になってきますので、そういったところを見越しながら人月の積算等もさせていただいたというところで、ある程度計画に基づいた積算ができていて、それに応ずる形で応募いただけたというふうに分析しているところでございます。

**JICA：**

補足しますと、この復興支援というのは現地での状況が刻一刻と変化していきますので、当初の想定から状況が変わって、活動内容が変化して増額契約等になるケースが多い。初期の段階でどれだけの見積もりをするかというのは、特に人の投入をどれぐらいすればどう

いう成果が上がるかというのは、かなり想定で積まざるを得ない。コンサルタントの人たちも、実際に入ってみないと被害の状況がどれぐらい甚大か、そのための復旧・復興計画をどこまで丁寧にやらなければいけないかというのは全然違ってくるので、そこは当初の我々の想定 of 作業フロー、つまりハザードマップをつくるためには、被害状況と今後の被害予測をしなければいけないのです。同じような津波が来るリスクの分析と、あるいは地滑りもどういうメカニズムであったかということと、それが将来どういうリスクがあるかということ踏まえないと、次の災害を守るためのハザードマップはつくれないので、そういったものはある程度我々も専門家の意見を聞きながら、どれぐらいの作業項目があり、それをするのにどれぐらいの人が、人数必要か、時間はどれぐらい必要かというのは、ある程度想定で人月を積んでいます。その想定の人月の総数を我々の公示のところで出させていただいて、それをコンサルタントの側も見ていただいて、自分たちでの工程案というのを出して、契約交渉の中でそういう意識合わせをするということですので、なかなか精緻な見積もりというところは、積み上げにはなかなかかなりにくいという点があります。ただ逆に、作業を行いながら実際のボリュームをきちんと確認して、変更が生じたときには適正な投入を行っていくというようなことは、日常的にやってきているということです。

**JICA :**

特に復興支援のときには、契約交渉の際にどういった活動をするのかということ、しっかりと相手側と話をすることが重要と考えております。ある程度契約変更をしていくことを考えていくにあたって、こちらの考えはこうで、コンサルタント側の考えはこうで、ではそれがこう変わったからこうしていきましょうというようなことをしっかりと協議できるように、契約変更で不明な点はしっかりと詰めて、業務に当たるように心がけているところでございます。

**委員 :**

決裁書の追加の覚書なのですけれども、この契約が 12 月 26 日までに完了しない場合は契約を締結しないと、決裁書の最後のほうに書いてあるのですけれども、そういうことはあるのですか。決裁に向けて、これは急ぎの話だったから、そういう意味ではその日までにやらないと契約自体もやらないという記載があるのですね。

契約はその 26 日までにやらないと、この契約自体締結しないと書いてあるものの、実際契約したのは 26 日を過ぎて 28 日なんですよ。

**JICA :**

これは技術協力ということで、国際約束に基づいて行っております。その国際約束という観点に立った場合には、この R/D と呼んでいる先方政府との合意文書が非常に重要だと認識しております。率直に申しますと 26 日にできるという前提で動かしていたのですけれども、先方の都合があって少し締結日がずれたのです。私どもも、責任を持ってコンサルタントに業務をしていただくためには、この R/D というものの存在が必須だと考えていますので、その締結を待った上で契約締結させていただいたという経緯でございます。

**JICA :**

この R/D、Record of Discussions というのは相手方との協議議事録なのですが、相手側のこの活動の中では、日本側が行うとかプロジェクトとして行う活動の内容と、相手側が実施に負担すべき事項というのが明記されています。例えば、一緒に活動する人をちゃんとアサインしてくださいとか、現場に入るときの許可をちゃんと取れるようにしてくださいとか、そういう相手側が負担すべき事項等が書いてあって、それがこの正式な書面でもってきちんと担保されるということが確認されます。それが確認されないままコンサルタントと契約して、いざ乗り込んで活動を始めようとしたときに、いや我々はこのプロジェクトを合意していないと言われると、契約に基づいてやろうとした業務ができなくなるという手戻りが発生しますので、我々はその契約を締結する前に相手側との合意はきちんと正式な合意文書を取る。これがなければ契約を結んではいけないというのを条件として、我々は社内ルールとして決めています。それは要するに契約しても結局実施に移せない、業務に入れないという事態を避けるためです。業務に入れないとなると、当初予定していたこの人がいつから行くかというアサインメントがありますが、そのアサインメントを変更しなければいけないようなことになってきますので、それはいずれ損失に、契約上相手側の不都合も出てきますので、そういったものをできるだけ避ける意味で、合意文書を事前に締結するというようにしているのですが、今回は 26 日までに締結していない場合とした、この意味は契約を締結する前提として R/D を署名するという趣旨でこれを書いておりますので、少し厳しく書いていますけれども、我々としては事前に R/D を署名するというのを明確にする意味でこれに書いてございます。

**JICA :**

この文書を作成した日にちというのは 11 月 12 日付のもので、こういった復興支援をやる際には、やはり迅速に動かしていかないといけない。関係者全員が同じ目標を、スケジュールを持って動かすということが非常に重要でして、こういった実施計画のときには通常そこまで書かないのですが、関係者間の意識合わせ、スケジュールに対する意識合わせ、ここまではこれを絶対やるということを組織として確認していくために、ここに敢えて示して、全員がここに向かって遮二無二なってやるという趣旨で、記させていただいているというところでございます。

**委員 :**

それは、2 日遅れても理論上は何も問題なかったということですか。

**JICA :**

ちょうど年末年始だったので、実際の派遣も 1 月 3 日を目処にできるだけ早くとし、実際に現地で活動をしたのも年明けだったのですが、そこは問題ありませんでした。

**委員 :**

追加のご質問です。これは要するに内部的な文書であって、この相手先の例えば八千代エンジニアリング等には関係のない話ですか。



**JICA :**

関係ない話です。

**委員 :**

ただ、これを書いてあるからこちらが契約しないというふうに26日までいくと、向こうも相当準備しちゃっているはずなので、こちらがそれはやりませんとは言えないですよ。

**JICA :**

契約交渉の際に、いつから入りますかということは当然議論させていただくのです。その議論をする際に、今こういう状況ですというようなことをしっかりと記していくということと、こういった場合にはR/Dは締結予定というふうな形で、Record of Discussionsは「締結予定」ということを記した上で、コンサルタントには公示させていただいています。要するに、そういう条件だということがある程度分かるような形にした上で、契約プロセスをさせていただいております。

**委員 :**

逆にいうと、この26日までにR/Dが結ばれなかった場合、その話を聞いていたコンサルタントのほうで、やめたということもできるということなんですか。あまり仮定の話をしてもしようがないとは思うのですけれども。

**JICA :**

それはコンサルタント側ももうすでに契約の申し入れをし、相手側がそのプロポーザルを出していた契約交渉は、あくまでも契約側は商法上の、民法上の契約の書面化の話を、条件を詰めているだけですので、契約を締結するかしないかというのは、最終的に書面で合意するまでは当然成立しないというのはありますが、こういう期日をもって締結しないというのは、コンサルタント側にとってはあまり大きな利益にはならないので、我々がファストトラックで急いでスケジュールを持ってやる。そのためにここに書かれていますのは、これをファストトラックにする以上は、期日をこれぐらいまでにここまでの手続きを全部終えていこうという目標を掲げてやっている、26日締結を目指すということで、もしR/Dがそれまでに署名できなければ、この日には締結できないがという意味で、ここに書いて状況は出しているということですが、あくまでもこの趣旨は、目標として26日の締結を目指すということ、JICAの中の関係者間で合意をしているというものであります。

**委員 :**

ほかにご質問はよろしいですか。ではこの件は、どうもありがとうございました。

3番目は、契約件名及び契約期間が全く同じ契約が2件あるため、その事情を確認したいということで選定されています。

**No. 3 コンゴ民主共和国国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州 REDD+統合プログラム」協働事業実施案件）（第I期）業務実施契約**

**JICA :**

本案件について、ご質問を踏まえてご説明をさせていただきます。

本案件は、アフリカのコンゴ民主共和国における森林保全の技術協力プロジェクトでございますけれども、実施にあたりまして、交付金による技術協力の部分に加え、ノルウェー、英国、EU、フランスなどが5億ドル相当規模の出資をしている中央アフリカ森林イニシアティブ基金という国際的な基金からの受託部分を合わせた実施となっております。JICAが受託した部分が本契約に含まれており、それが外貨分として別表記になっております。したがって、この1億1600万円というのがJICAの交付金による事業で、1億3100万円相当分がその基金からの受託となっております。

この案件については、一般社団法人日本森林技術協会が企画競争の結果、受託をしております。関心表明の段階では複数者から応募がございましたけれども、結果として一者応札になったという経緯がございます。

交付金の事業と受託の事業の関係につきましては、コンゴ民主共和国における森林情報の整備というところを、主に交付金の事業が担い、現場レベルでの住民参加による森林保全の具体的な活動にかかる経費を受託事業のほうでまかなうという構成となっております。

今回コンゴ民主共和国で、しかも森林分野ということで、もともとこの分野に係る人材の市場が非常に少なかったということもございまして、私どもとしては、フランス語圏ではありますけれどもフランス語という要件を取り払って、英語でもぜひ応募してくださいという言い方で間口を広げつつ、丁寧にコンサルテーションを進めてきたところでございまして、結果として一者応札になったという経緯と認識しております。

**委員 :**

案件選定の際にいただいていた情報では、なぜ2本になっているのかというのがよく分からなかったのが質問させていただきましたが、今の説明と資料で理解できました。

**委員 :**

理由はご説明で分かったのですが、追加の質問で、要するにJICAが応募して競争プロセスを経て受託したという説明があるのですが、あまり例がないような気がしたのですが、これはどういうことですか。

**JICA :**

もともと受託事業については件数が少ないのですが、この事業に先立って森林の調査を技術協力事業で実施した際に、そのパフォーマンスが当地の関係者に非常に高く評価をされて、この基金を管理しているUNDPを含めたドナー・コミュニティから、ぜひこの基金を日本が使ってほしいとオファーを頂きました。それを受けて応募をしたところお認めいただいたので、交付金と合わせて実施することとしたという経緯です。

**委員 :**

今のお話ですと、応募をすれば大体通るような話だったわけですか。

**JICA :**

実は競争相手がいまして、ベルギーも手を上げて、ベルギーと JICA でどっちが取るかという話になったのですけれども、審査の結果、JICA が採用されました。

**委員 :**

資料の、契約書の一番後ろのほうに、いわゆる CAFI ですか、ここから資金の使い道が書いてあるのですけれども、種を買ったとかそういうことで、これは人件費ではなくて、要するに物を買う費用のことですか。

**JICA :**

森林保全活動においては、ユーカリやアカシアの苗木を育てて、それを住民と一緒に植えていくという活動がありますので、そういった活動を支えるための資機材の調達といった直接経費と、それをマネジメントするためのローカルコンサルタントの経費が主な内容です。

**委員 :**

それで、この受託した業務とこちらの、どちらが本体か分かりませんが、3 億 1000 万円使ったものというのは、実はこれは密接に関係しているものということですか。

**JICA :**

関連しております。中央レベルで森林の資源情報や政策に現地での活動をフィードバックすることを想定してまして、中央の活動と現地の活動が一体不可分と捉え、事業を実施しております。

**委員 :**

ほかにご質問はありますか。よろしいですか。では、この件はこれで、どうもありがとうございました。

次は 4 番目の案件にいきたいと思います。選定理由としましては、業務実施契約（単独型）の中で契約金額が最も大きい契約として選されています。

#### No. 4 ボツワナ国 SADC-DFRC 開発金融アドバイザー業務実施契約

**JICA :**

本件は 2018 年 3 月に業務実施契約（単独型）で公示をしております。2019 年 4 月から今年の 3 月まで 2 年契約となっておりますが、残念ながら一者応札となったものでございます。

本件の従事者は SADC と書きますけれども「南部アフリカ開発共同体」という地域機関になりますが、SADC 諸国は 16 カ国あるのですけれども、ここの開発銀行の機能強化を担っている SADC-DFRC というところに派遣したものでございます。目的は、一つ目が SADC 諸国の PPP インフラ案件の情報収集・発信、要するに部局の設立を支援するということ。それから二つ目が、南部アフリカ地域での円借款候補案件の整理、そのために必要な情報の収集。三

つ目が同協会を通じまして、SADC 諸国の開発金融機関の機能強化のための研修を行います。四つ目が、日本・アジアでの経験を開発金融機関なりに投入するという、ある意味非常に広い TOR というのが必要でございました。

本件の特徴としまして、まさに TOR が示しているとおおり、さまざまな分野の知見が必要ということで、PPP あるいはインフラ、それから中小企業振興などのナレッジに精通しているということ、かつ開発金融あるいは円借款などの広範かつ高度な知識と経験が求められるといったものでございます。ただ、必須条件とはしておりませんでした。南部アフリカ諸国、SADC 諸国での経験や予備知識が求められているということも、この特殊性を生み出したと考えてございます。

また SADC も DFRC（南部アフリカ開発銀行協会）も、いわゆる総裁に対して助言を行うという立場となることから、複数名ではなく単独で業務実施、かつ 2 年間の期間ということになりまして、そのような経験や知識を有する人材に限られる中で、2 年間拘束されるということが、参入障壁を高めたのではないかとというふうに考えてございます。

このような特殊性はございますが、2016 年から 2017 年にかけて先行案件がありまして、この先行案件では複数者の応札がございました。ですので、今回も複数者の応札があるのではないかと判断いたしまして、特に応募勧奨は行っていなかったのですが、一者応札にとどまってしまったということでございます。

本契約終了後、南部アフリカ開発銀行協会に対するアドバイザー案件というのは今現在予定してございませんけれども、今後また類似の案件を実施する場合には、次の対策を考えたいと思っております。一つ目が、評価対象となる類似分野や地域を広げるということ。具体的にはプロジェクトファイナンスという形にして広げるということと、それから地域を限定した形にするということも想定してございます。二点目が、事前に関連性の高いコンサルタント会社やシンクタンクなどに意見聴取を行って、参入障壁となるような契約条件等があるかないかの把握に努めるということ。それから三つ目が、今回アドバイザー業務ということで 1 年という形にしましたけれども、複数の人材で経験や見識がお借りできるような契約形態ができないかの検討を考えたいと思っております。

また金額につきまして、業務実施契約（単独型）の中で一番高かったということですが、その理由といたしましては、非常に渡航回数が多いです。8 回の渡航回数、シャトル型ですので日本とボツワナの間を 8 回行き来するという、そして技術者の格付が 2 号ということから、主に旅費が高額になったと言えます。それから、一般業務費の中でセミナーや調査を行ったことなどを含めて、全体として金額が高くなっているということかと考えてございます。

**委員：**

この A という方が、実際には作業をされた方。この方が、この OPMAC っていうんですか、ここにずっと勤めておられた方なんですか。それとも、このためにどこかから呼んでこられた方なんですか。

JICA :

実はこの方とは2回目の契約でございまして、先行案件があります。前回の時は別の会社に勤めていらっしやったのですが、会社を移られたという事実がございます。

委員 :

よろしいですか。ほかにご質問なければ。ではどうもありがとうございました。

次は、5番目の案件にいきたいと思います。選定理由としては、基礎情報収集・確認調査の中で、契約金額が最も大きい契約ということで選定されています。

#### No. 5 インドネシア国財政支援型無償「離島における水産セクター開発計画」にかかる 情報収集・確認調査業務実施契約

JICA :

本件は情報収集・確認調査となっておりますけれども、そのバックには日本からの無償資金協力「離島における水産セクター開発計画」というのがあって、これをサポートするために始めた調査という形になっております。インドネシアは非常に広い国でありまして、そういった中で戦略的に大事だと言われている離島6島をピックアップしまして、そこにおける水産施設の近代化や水産物の高付加価値化のための施設を整備する、そういった無償がありまして、それに関連した調査になります。

契約金額は約2.3億円、契約期間はこの無償の事業とも連動しますけれども、2018年4月から約3年の契約期間の調査となっております。契約相手方はOAFIC及び三井共同建設コンサルタント、この2社のJVとなっております。

契約に至る経緯ですけれども、プレ公示は2017年10月から始め、公示はその翌月11月に出しております。契約交渉は2017年の12月15日から複数回行いました。そのこともあり、契約締結日そのものは年度をまたいでしましまして、2018年の4月2日となっております。この契約交渉を複数回行ったということと、無償本体の実施もそこの進捗を合わせるということもあって、契約締結日が4月にずれ込んでいるという状況です。

業務の内容ですけれども、大きく分けますと三つから構成されます。まず、この財政支援型無償の進捗状況に応じた各種の調査・分析を、無償案件の実施主体となるインドネシア側に対して、いろいろな各種助言、専門的なアドバイスを行うという内容となっております。それ以外に、上記の調査やアドバイスをいっそう効果的に行うために、文章化するためのガイドラインの作成の支援とか、もしくは関係者を集めたワークショップの開催なども、この調査の内容に含まれております。3番目として、主に国内作業となりますけれども、JICAへの進捗管理のための各種報告書の作成などがあります。

メインの作業の各種調査及び分析、また、専門的な助言のところですが、これも大きく分けると、(1)として水産セクターに関する調査を行います。(2)として、これは無償案件と連動したのものになりますが、離島6島における総合海洋水産センター、ここではSKPT

(Sentra Kelautan dan Perikanan Terpadu) と呼んでいますけれども、あとその市場建設に係る調査・設計・施工関連の技術的なサポートを行うこと。さらに、無償事業を行うに必要な環境社会配慮をフォローすることであったり、ディスパースの管理であるとか、案件そのもののモニタリング評価体制についても、フォローするような調査内容となっております。

今回の調査がなぜ一者応札になったか、その背景や要因のところについてです。業務の内容として特殊性があるとしましたら、これは水産セクターの調査そのものを行うと同時に、水産施設の建設を実施するために、インドネシア側に対して必要な技術的な助言を行うことを目的としております。通常の無償案件と比べましても、ややこの財政支援型無償というのは、まず比較的新しい制度でありまして、普通の無償事業と異なり、実際の詳細設計とか入札支援・施工監理そのものは、現地が、インドネシア側が調達するコンサルタントが行うものとなっていて、そこをあくまでも補助する役割という、ワンクッション置いた関係で業務に当たるというところが、普通とはやや違う内容となっております。そういうことから、この制度そのものが比較的新しいものでありまして、関係者がやや不慣れの面もあるように見えるというのもあるかと思えます。加えまして、本調査では事業サイトが東西南北インドネシア全土に広がっており、この6島の現地調査をするだけでも1ヵ月はかかるというものでありまして、その状況の把握に加え、各島で行われる管理や助言のためには、非常に調査の内容が多岐にわたり複雑である点というのも、特殊性と言えるかと思えます。

したがって、水産を専門とする企業にとっても、なかなかこれを単独一者で実施するのは難しい面もあったかもしれません。その必要な業務従事者や、ほかの企業体を確保するのが困難であった可能性はあるかもしれません。

なお、今回の契約の相手方のメインとなっております OAFIC の特殊性の有無につきましては、水産などを専門とするコンサルティング会社であります。当社以外にも実際には JICA の水産案件を専門とするコンサルティング会社は複数ございます。ただ、これまで水産無償を実施している会社がそれほど多くあるかという点、OAFIC を含めて3社程度だというふうに認識しておりますので、そういった意味から、極めて特殊性というわけではないですけれども、こういったやや業務内容として多岐にわたり複雑なものについて担当できる水産、あるいは港湾土木の技術者というのが、人数として限られていることも考えられるかと思えます。

こういった結果、一者応札になったわけですが、今後講じるべき措置としましては、今回のように JV の結成が見込まれる案件には、可能な限り前広にプレ公示を始めるとか、業界への情報提供を行うことで、時間に余裕を持って従業者の確保であるとか、JV の結成・補強の確保などを行えるような配慮に努めるべきだと考えております。

最後に特記事項ですけれども、今回この案件は、基礎情報収集・確認調査の中でも契約金額が比較的大きい契約となっております。その点につきましては、ほかの調査とは異なり対象が非常に広いこと、インドネシア全土にわたって広く、業務内容も水産セクターの調査とい

うものから、やや土木的な案件管理にもわたり、非常に複雑なものである。かつ無償案件そのものともリンクすることから、十分な調査期間というか実施期間を設ける必要がありますので、その結果こういった金額になっていると認識しております。

**委員：**

これは共同企業体なのですが、OAFIC と三井共同建設コンサルタントがあつて、役割分担はどういうふうになっていますか。

東南アジア・大洋州部（鈴木審議役）：

代表者はOAFICになりまして、団員を両者から出しているというふうに理解しています。基本的に総括、水産調査は水産を専門としている OAFIC のほうの人員でまかない、港湾土木、施設の設計の面で必要なそういう技術者のところを三井のほうから出しているというふうに理解しております。

**委員：**

この価格といいますか、業務規模はどうやって設定したのですか。積算したやり方は。

**JICA：**

我々のほうで事前の見積もりで、何名こういう分野の人が必要だというのを応札書類の中で示して、それに対するプロポーザルとして出てきたものです。

**委員：**

では、こちらで総額いくら以内とかという言い方じゃなくて、プロポーザルの中で単価みたいなものを出してもらったのですか。

**JICA：**

最終的に、入札の過程ではプロポーザルの中で出てきたものに対して、契約交渉の中でそれを確認していくという作業を行います。

**委員：**

例えば価格の設定を、こちらがもし価格の上限とかを決めていたとすると、それがあまりに魅力がなさすぎて、つまりもうからないというので、手を上げる業者が少なかった可能性があるのかなとちょっと思ったんですけど、そういうことじゃないんですね。

**JICA：**

あらかじめこの金額でというのは、予定価格を公表することはありませんので。

**委員：**

業務規模を言うことはありますよね。

**JICA：**

想定人月はこれだけとして指示はしています。

**委員：**

人月で言ったわけですか。

**JICA：**

はい。そうです。

委員：

分かりました。

委員：

ほかにご質問はございますか。では、この件は、どうもありがとうございました。

次は6番目の案件にいきたいと思います。選定理由としては、契約金額を契約期間日数で除した日当たり契約金額が最も小さい契約ということで選定されています。

## No. 6 ウガンダ国コメ振興プロジェクト（品種選定・維持管理）業務実施契約（単独型）

JICA：

こちらの案件の背景としては、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で打ち出したアフリカのコメ倍増イニシアティブ「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）」というものがあります。その中の重点国としてウガンダが選ばれていますので、ウガンダにおけるコメづくりを進めていくというのが、大きな背景としてあります。

案件の目的としては、イネ関連の試験研究機関の研究開発能力を強化することと、普及制度を強化していくことによって、コメの生産量を増大していくという大きな目標を掲げていました。具体的な業務に関しては前者のほうです。イネの関係研究機関の研究能力の強化、具体的にはイネ育種という分野になります。首都近郊にある国立作物資源研究所（National Crops Resources Research Institute：NaCRRI）、ここで品種の系統維持、品種の比較・特性試験、品種選定などの技術移転、こういったことを行うとともに、この作物資源研究所の傘下に地域農業開発研究所（Zonal Agricultural Research and Development Institute：ZARD）が複数あるのですけれども、そちらで病害抵抗性品種、これはウイルス病が現地で流行しておりまして、それらに対する抵抗性品種、候補系統の現地適応化試験を実施し、その指導を行ったというのが一番の目的になります。

今回一者応札になった理由といたしましては、特に穀物に関しては、日本の国の政策として、麦やコメ、大豆に関しては中央政府・日本政府と道府県が主体的に行っていて、それを農家に提供していくという方策が従来取られてきました。そういうこともあって、このイネ育種分野の人材というのが中央の研究所、公的な試験研究機関、県の試験場、または大学、こういうところに限られておりまして、マーケットで見出すというのは容易ではないという背景があります。

もう一つ、契約金額を契約期間の日数で除した1日当たりの契約金額が最も小さい契約というお話をいただいています。これは具体的に、2018年の7月から2019年の4月まで1年弱契約を行っていますが、効率的に作業を行うということで、栽培期間が2回ありますが、その中でも育種が本当に必要になってくるのは成熟期、成育が進んだ段階ですので、そこに限って1ヵ月半ずつ現地に入ってもらったというのが背景になります。



**委員：**

こういうコンサルタントというのは、こういうことができる社というのが、ほとんどこれしかないのですか。ほかにもいるのでしょうか。

**JICA：**

イネ栽培を行っている会社はあります。アプローチの仕方としては栽培に近いのですが、それでも、栽培と育種というのはやはり厳密には違まして、最後の段階でまずいものは間引いていく、それで交雑を避けていきますので、やはり専門性が必要になってまいります。極めて少ないです。

**委員：**

技術が、日本の場合は持っているのだけれども、公的セクターしか持っていない、ほとんど公的セクターが持っているとする、一方、海外でこういうニーズがあるのであれば、日本の公的セクターがもっと海外に支援できるような仕組みがあるような気がします。ちょっと今回の話と逸れますけれども。

**JICA：**

一部日本の大学で、育種分野、植物育種学をされている先生方と交流といたしましうか、意見交換というのは始まっています。現地に行っていただくということも出てきています。

**委員：**

分かりました。

**委員：**

今のお話は、民間にそういう競合他者がいないということなんですけれども、この国際耕種株式会社というのは民間の会社ですよね。競合相手として、例えば、今の話ですと大学の研究機関とかそういうところが、勸奨すればもしかして手を上げてくれたかもしれないという話ではないのですか。

**JICA：**

日本の大学の方は研究を目的にされていまして、多くは日本国内の育種をされていると思います。今回の場合は研究だけではなく、技術指導、技術移転というのが目的になってまいりますので、将来的に日本の大学も国際化を進めておられますので、そういう可能性というのはあると思います。ただ、現段階ではそこまで担っていただけたところはまだ見つかっていないです。

**委員：**

コメという分野に限るとそういう状況だということですか。ほかの分野ですと、大学からいろんな方が応募しておられるのですけれども、コメというのはまだ国内で研究している人が中心で、大学はこういうことには興味を持っていないということですか。

**JICA：**

持っていないといたしましうか、もともと国のほうが主体的に進めてきた分野ということもありまして、これが野菜ですと種苗会社もありますので違ってくると思うのです。穀物

になってくると、食糧安全保障の観点から国が行うというような政策を取ってきたこともありまして、人材が非常に限られてくるという背景があります。

**委員：**

大学が応募しにくいというのは、ある意味、国の意向がはっきりしないところ、ここに応募したりはしにくいということですね。

**JICA：**

我々のところは研究というより、技術移転を目的としています。大学はやはり、研究目的のところが多いと思います。そこが我々のほうに近づいてきていただくと、将来的には可能性はあると思っています。

**委員：**

私が聞きたかったのは、たぶんほかの分野ですと、JICA に協力をしようというような分野の大学の先生方はこういう案件を見ている方も結構おられるように思うのですが、イネやコメという分野だと、そういう人はあまりいないということですか。

**JICA：**

まだそこまではいっていません。

**委員：**

ほかにご質問は、よろしいですか。どうもありがとうございました。

次の7番目の案件にいきたいと思います。選定理由としては一者応札・応募となったコンサルタント等契約の中で、契約金額が最も小さい契約ということで選定されました。

#### No. 7 モンゴル国一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト (研修医評価) 業務実施契約 (単独型)

**JICA：**

この「モンゴル国一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト」は、2015年から5年間の期間で実施している技術協力プロジェクトになります。このプロジェクトの目的は、モンゴルの医師の卒後研修の強化をすることで、特に医学部を出た医師が病院に就職して働くにあたって、日本では研修医という形で病院に2年間ほどローテーションして研修をするような制度があるのですが、モンゴルの場合はそういった制度が整備されていないので、このプロジェクトの中では総合診療研修という名前で、卒業したばかりの医師にローテーション型の研修を導入することを活動の一つとしてやっております。

この業務の内容につきましては、すでにこのプロジェクトに日本人の長期専門家が2名いますが、技術的などところを補うために、短期の専門家を何人か派遣しております。この業務自体はその研修医、医大を出たばかりのモンゴル人の医師たちを病院に迎え入れて指導するときのその研修医を評価するという、クオリティコントロールの部分となります。きち

んと技術が身に付いているか、患者に対して面接できるか、そういったことを指導医が研修医を評価できるようにするためのツール作成とか、研修カリキュラムそのものの評価のためのマニュアルといったものを業務内容に入れて公募・公示したものでございます。

契約金額は2,327,520円でございます。契約期間は2018年6月分月15日から2018年8月1日と短い期間となっております。応札者は国立大学法人東京大学で、企画競争で行っております。

業務の内容については、まず研修医自体は日本では2004年から制度化されております。大学や、普通の総合病院でも研修医の育成というのはかなりやっていて、その中で研修医の評価もやられているので、応札をしてくれる者が結構国内にはいるだろうということ、また今回、モンゴル側の活動に合わせての技術支援ということで、6月にワークショップでこの研修医評価等をまとめる活動があり、7月にモンゴルはナーダムというお祭りがあって、そのあとに夏休みに入るのですが、その前にワークショップを終えたいということがあり、そのタイミングで来てくれる人が必要であったということなのです。

モンゴルのこのプロジェクトでは研修医の評価自体はすでに技術支援はしていたのですが、病院によってばらばらというような状況がありましたので、標準化の目線で今回はツールの作成支援をしていただきたいということもあり、より客観的な視点で来ていただくことを期待して、今回コンサルタント公示というものにしました。結果的には一者応札になってしまったというものです。

その理由・背景・要因については、推察になりますけれども、日本では一般的な卒後医師の臨床研修でも、やはりモンゴルにおいてローテーション型の臨床実習を導入するということが初めてであったということで、難易度が高いと判断されてしまったのではないかと思います。

また、今回この案件の特質として、こういった臨床実習を支援しているプロジェクトというのは非常に少なく、このモンゴルの案件だけだったということ。さらに、日本がモンゴル側に指導・助言を行う内容が非常に限定的であったということで、これは絞られているので逆に分かりやすいだろうと思ったのですが、かえって限定的すぎたのではないかとということがあります。今回は研修医の指導医の評価だけではなくて、研修カリキュラムの評価自体も併せて内容に含めていたので、もしかするとそこで難易度が上がってきってしまったのか、そこが特殊な事情ではないかというふうにも考えています。

契約条件の特殊性としましては、時期が限られてしまっていて、7月までに現地活動を設定せざるを得なかったという点と、おそらく医学部というところを有する大学のリソースを求めるとすれば、この6月・7月の前という時期が夏季休暇などに微妙に重ならないので、現地の業務がしにくかったという要因もあるのではないかと、考えております。

今後一者応札・応募を回避するために必要、講ずるべき措置としましては、やはりこういう医学教育分野での人材を、大学の関連機関に従事しているところを勘案し、例えば参画しやすい夏季休暇などに現地業務期間を調整するということですか、あとは研修後

のカリキュラムと研修医の評価そのものの業務は分けたほうが業務負荷としては軽くなって、競争性を高められるのではないかと考えております。

**委員：**

契約書を拝見して、費用の内訳も拝見していますが、契約金額が小さいこともあって、非常にまともな契約かなというふうには感じました。

東京大学が一者だけ応募されたということで、具体的にはこちらのほうからお声かけしないと、東京大学はこういう仕事があるというのは気が付かないと思うんですけども。これは幾つかこちらからお声をかけて、応じてくださったのはここだけということですか。

**JICA：**

これについては客観性というところを求めましたので、もちろん東京大学にもこういう医学教育センターがあることは知っておりましたが、基本的にはどこにも応募勧奨せずに公告をしました。

**委員：**

こちらが公募したのを東京大学のほうで見て、応募したということですか。

**JICA：**

応募して応札されたということだと思います。その結果、ほかが出てこなかったものかと。別にヒアリングなどはしていないのですけれども。

**委員：**

こういう特殊な業務ですと、こういうサポートができるところがたまたま見てくれないと、気が付かないのではないかという気もするのですけど。これはたまたま見てくださったから、応募してくださったということですか。

**JICA：**

そうですね。東京大学が見てくださったということもありますし、あとモンゴルに関心を持っている大学も幾つかありましたので、そういう意味では東京大学以外にも見ていただいた大学もあったのかもしれないのですが、結局、プロポーザルを出していただいたのは東京大学だけだったということです。

**委員：**

もしどこも応募しなかったらどうなさるのですか。

**JICA：**

もし応募がなかったのであれば、7月の夏の期間を過ぎてから、ちょっと少し活動を遅らせてということで、そのときは11月にまた同じような形で公示をしようと考えておりました。

**委員：**

ほかにご質問、よろしいですか。どうもありがとうございました。

次は8番目の案件にいきたいと思います。選定理由としては契約金額および、日当たりの契約金額が小規模のため契約概要について確認したいということで選定されております。

## No. 8 ガーナ国人材育成奨学計画（JDS）準備調査業務実施契約

JICA：

ガーナ国の人材育成奨学計画、略して JDS と呼んでおりますけれども、この協力準備調査に対する案件という内容になります。

この人材育成奨学計画は読んで字のごとく、無償資金協力による留学生事業とご理解いただければと思います。契約金額が 365 万円強ということで、契約期間は約半年、受注者は日本開発サービス社ということになっております。2018 年度まで企画競争で行なわれてきたのですが、2019 年度、今年度からは QCBS 方式に変更になっているというところを付記させていただいております。

応募要件はできるだけ間口を広くとるために、人材育成に係る各種業務および研修・招へい・留学生事業等に係る各種業務ということで、私ども JICA の予算である交付金による留学生事業の経験を持っているところでも参入できるような形で広く取り、できるだけ応募者を募るといった努力をしている案件でもございます。

業務内容ですけれども、まず対象は優秀な若手行政官をロットで育成するというところを目的としている事業でございます。ガーナに対しては 2012 年から受け入れを開始しておりましたので、今回は更新という形となります。更新というのは、これまで受け入れていたものを振り返り、受入大学ですとか受け入れ分野、あとは対象となる人材像、こういったものを見直しして、より適切な、ガーナのニーズに合った留学生を受け入れるための調査を行うということを目的としております。

今回は 2020 年度から 2023 年度、4 つのロットに分かれまして、毎年最大で修士 13 名と博士 1 名を受け入れる予定です。主な業務としましては、ガーナ人材育成方針ですとか、受入対象分野、その対象機関としてどのような省庁等から受け入れるかということも重要になりますので、そういった情報収集・分析を行なっていただくというものでございます。

一者応札・応募となった理由、背景、要因でございますけれども、これは非常に特殊な無償資金協力でございます。通常の施設とか機材の整備に代表されるような案件とは異なるという点、そして本体事業で本邦における留学生のモニタリング、これは留学生のお世話も含めてのことになります。さらに付加価値提供。付加価値というのは、ほかの留学生事業ないし他国が行なっている留学生事業と比べて、どのような付加価値をつけるかといったことを我々は常に検討しておりますけれども、そういった内容が主な業務ということになるために、人材開発とか留学生受け入れに伴う知見やノウハウが必要になってくるところが、通常の業務と異なると考えております。

さらに期間ですけれども、先ほど申し上げましたとおり 20 年度から 23 年度の 4 回、毎年受け入れるのですが、修士は 3 年間受け入れますので、20 年度から始めて最終年度の博士過程が卒業するまでということになりますと全部で 8 年間になる、非常に長丁場のプロ

ジェクトでございます。全国に大学も散りますので、そういったところをどうフォローアップしているのかというところのノウハウも必要になる点が特殊であると考えております。

その他の要因ですけれども、JICA の予算、交付金予算で実施しているものについては ABE イニシアティブなどの留学生受入制度がありますけれども、アフリカ向けの JDS というのはガーナが初めてだったということもありまして、他者が新規参入を躊躇されたのではないかとということが、当時の分析としてあります。

一者応札・応募を回避するために今後講ずるべき措置として、まずはコンサルタントへの業務説明会。これは 2017 年度から開始しておりまして、今年度も実施しております。例えば 2018 年の夏に開催したときは 10 社 14 名が参加していきまして、2019 年度は 14 社 20 名が参加しているということで、非常に感心は高く持っております。実際、今年度に関しましては 6 件の JDS を公示するのですけれども、そのうちで 1 者しか応募がなかったというのは 2 件にとどまっており、残り 4 件については 2 者から多いところで 4 者の競争が成り立っております。このことから、応募勧奨は一定の効果があったのではないかと考えております。

また、プロポーザルの配点について、業務実施方針、こういう業務をやりたいという内容の提案を重視すべく、通常より配点を高くし、業務従事者の経験で決まるといった要素を減らして、新規参入しやすい条件も整えたところでございます。

**委員：**

JDS の概要と、一者応札を回避するための措置としては理解をいたしました。これは契約金額が 365 万円で、案件選定時に提供のあった情報では業務従事者 2 名で人月が 2.63 だったので、ちょっと単価が安すぎるのではないかと、安すぎて手を上げる人がいなかったのかと思ひ、質問させていただきました。

**JICA：**

実施計画そのものの金額は、もっと高い金額を設定しておりました。実は、毎年この日本開発サービス株式会社と、主に JICE が競り合うという構図ができております。それに他社が得意とする地域によっては参入してくるといった構図になっておりまして、価格も含めたかなり苛烈な競争があったと認識しております。

それも踏まえて、今年度からは QCBS 方式を取り入れることによって、あまりに安すぎない、価格だけではなく中身でもきちんと勝負をしていただけるように、制度を改善したというところでございます。

**委員：**

2.63 人月、これは合っているのですか。

**JICA：**

合っています。現地の調査期間がそれほど長くないということに加え、通常は無償資金協力を比べますと、積算が簡素になっておりますので、これで業務はできると考えています。

**委員：**

現地までの旅費も込みという理解でよろしいですか。

**JICA :**

はい、そうです。

**委員 :**

今のやり取りの件ですが、契約書を見ると直接人件費が 0 円になっているのですけれども、これはどういうことなのか。

**JICA :**

我々は当然実施計画では積算しているのですが、コンサルタント側の判断でここを切ってきたというところ。さすがにそれは我々としても適切ではないと考えましたので、今年度から QCBS 方式に変えて競争していただくという形にしました。

**委員 :**

QCBS 方式というのがちょっとよく分からないのですが。

**JICA :**

価格と質の両方を見る形になっております。現在の企画競争ですと、一番安い価格で入札した方、金銭的に安いところから始まって、そこを基準にしてどれくらい離れているかで点数の差がつくということになっておりますので、値段を安くすればするほど価格的には有利になります。そこが過度な競争にならないように、価格だけの競争にならないように、きちんと中身が見られるように、総合評価落札方式のほうに変更したということでございます。

**委員 :**

結局、日本開発サービスというのは、完全な赤字の契約になると思うのですけれども、要するに、何か別のところでそれは取り返せるという思惑が当然あるのですよね。

**JICA :**

先ほど申し上げましたとおり、この後 8 年間、無償資金協力の場合は準備調査を実施したコンサルタントがその本体事業も受注する形になります。

**委員 :**

それは自動的にそうなるのですか。

**JICA :**

これは無償資金協力の制度ですけれども、そういう形になっております。それで実際いろいろモニタリング等をやっていただく経費等を全部見て、彼らとして判断をしたということでございます。

**委員 :**

そういう後の仕事はあるけれども、最初だけ 0 円を出して取ってしまうというのは、変なやり方ですね。

**JICA :**

我々としても、価格だけを下げれば良いという形にならないように、制度を改善したとい

うこととございます。

**JICA :**

これまでのやり方ですと、価格点が評価されずに技術点のみで決まってしまうということがありますので、QCBS 方式を導入することによって、必ず価格点が選定に際しては反映されるような形で、今は進めております。

**JICA :**

価格が開いた場合に見積開封するという事です。訂正させてください。

**委員 :**

この資料では、契約方式は企画競争と書いてあります。これは企画競争をしたのですか。

**JICA :**

はい、そうです。

**委員 :**

QCBS 方式じゃなくて。

**JICA :**

昨年まではそうです。今年から QCBS 方式に変えました。

**委員 :**

企画競争というのは価格競争ではないと理解しているのですけれども、なぜそんな低い価格が有利になるのですか。企画競争というのは中身だけが評価されると思うのですが。

**JICA :**

簡単に言いますと、評価点が近似している場合ですね。

**委員 :**

評価点というのは、技術評価ですね。

**JICA :**

はい。複数のプロポーザルが提出された際に一定のルールがありまして、僅差になった場合のみ価格を開封して価格の差を、その点数の差に足して総合的に評価するというルールです。そもそも2者以上出てこなければ価格の開きを点数化するという事はなく、しかも複数手が上がっても、その企画競争の評価点の差が大きく開けば価格を開けることもないというのがルールになっています。

**委員 :**

普通企画競争は、企画だけでナンバー1、ナンバー2を決めて、ナンバー1と契約することになるのですか。価格を問わずに。

**JICA :**

はい。交渉順位を決めるので、そうなります。

**委員 :**

価格にもし制約がある場合だったら、業務規模とかいうことで事前に提示してやりますので、価格競争ではなくてあくまで企画の競争で、それが同点ということとはほとんどないと



思うのですが。

**JICA :**

企画競争で同点ということも、複数の委員が評価していますので、その合計で同点ということはありません。

**委員 :**

仮に同点のときは中身を開いて価格で決めるとしても、企画競争で、そんなに思い切り、人件費はいらぬというぐらいに下げるといふ競争をするのは、ちょっと聞いたことがないのですけど。あるのですか。

**JICA :**

普通はないと思います。

**委員 :**

でも、そういう過当な競争があったわけですね。

**JICA :**

本件についてはございました。

**委員 :**

何がなんでも取ろうとしたということですね。何がなんでもこれは取りたいと。

**JICA :**

そうですね。彼らにとっては継続案件だったということもあって、もう1者、非常に有力なところ (JICE) もございましたので、そこと仮に価格で競った場合でも負けないようにということで、価格札を入れてきたのではないかと考えております。

**委員 :**

普通は価格だけの競争が一番過当競争になりやすく、その次が QCBS 方式で、一番価格競争になりにくいのが QBS 方式なり企画競争だと思っているのですが、今の話だと逆なので、極めて違和感を感じるのですけど。むしろその企画競争のやり方がまずかったのではないですか。つまり、技術点で差がつかないという評価の仕方に問題があったのではないかと私は思うのですけれども。

**JICA :**

提案した側というより、受注した側がそういうふうにしたということではないかと思うのです。実際には複数の応募がなかったわけですし、対抗と思われている人たちが想定されていたのかもしれませんが、出てこなかったという事実からすると、相当、何がなんでも確実に取りたいという思いが強すぎたのかもしれない。

**委員 :**

そうですね。

**委員 :**

いま、これを取ったらその後の 8 年間の複数年契約を自動的に取れるという話があったかと思うのですけれども、例えば企画競争なりする場合は、それも全部含めた形で応札して

もらうべきですよ。

**JICA :**

無償資金協力の場合、無償資金協力本体事業は、日本政府が JICA を通じて相手国政府に資金を供与して、相手国政府がそのお金を使ってコンサルタントと契約をするという形になっています。JICA が本体事業の発注者ではございません。

**JICA :**

つまり、メカニズムとしましては、通常の JICA がやっている無償の場合、工事案件などもあります。その前の要するにこの無償資金協力という事業が全体として幾らになるかという設計と概算をはじいて、その中にはコンサルタントフィーが幾らぐらいになるかも含めて、全体の事業費を積算するコンサルタント業務を、協力準備調査と言って JICA が実施します。この案件は、本体が 8 年間の留学生の受入事業のサポートを行うということが、コンサルタント業務として本体事業にあるのです。この業務を担うコンサルタントは、この無償資金協力の事業をできるだけスムーズに行っていくために、選定のプロセスをできるだけ短縮して、早く迅速に対応できるという理由などから、事前の調査を行ったコンサルタントを JICA が相手国政府に推薦します。相手国政府はその推薦を受けたコンサルタントと契約交渉をして、プロポーザルを提出させて、条件が合えば契約をするという形になっているのです。ですから、今回もその本体の 8 年間の留学生支援の業務を受注したかったがために、ここで何がなんでも受注したいという思いが強かった、そういうことだと思います。契約当事者は JICA ではなく相手国政府が施主になるのですけれども、しかしながら JICA が推薦するというので、実質特命随意契約で契約をするというルールになっています。

**委員 :**

そのことがほかの応募者というか、今回一者応札だったのですけれども、競合他者の方もそういうことが分かっている状態で、そのうえで手が上がらなかった。

**JICA :**

もちろんそうです。

**委員 :**

それはあまりにも価格が、ここが安すぎたからということですか。

**JICA :**

いえ、この者が入れた応札価格は、事前には分かりません。

**JICA :**

先行した 1 期目の事業を受注しておりますので、そこで得たガーナの各省庁の情報など、情報量が勝負というところがございます。この案件に関しては、手を上げるところが、先行案件をやっていたところしかなかったということになるかと思えます。

**委員 :**

技術点で評価してもここが勝ちそうだという雰囲気、ほかの者は感じていたということもあるかもしれないということですか。

**JICA :**

そうですね、当然、実績と技術提案を見て評価しますが、実績のところはそのものずばりのガーナの実績がございますが、他の国の JDS をやった豊富な実績がある他者が競合すれば、飛び抜ける評価にはどうしてもならないものですから、そのへんはいろいろ考えて、他者が手を上げてきたときにでも勝てるように、彼らなりに戦略を練ったのではないかと考えています。

**委員 :**

ちょっと変わった案件だと、そう理解させていただきました。

次は、研修委託契約のほうに進んでいきたいと思います。9 番目の案件で、選定理由としては、同じ参加意思確認公募で選定したにもかかわらず、前年度の契約相手方と今回の契約相手方が異なる理由を確認したいということで選定されております。

#### No. 9 2018 年度課題別研修「保健医療分野研修 (8 コース)」

**JICA :**

この研修は沖縄の地理的・歴史的な保健・医療分野における独特の知見や経験を途上国に生かしていただくということで、独特のというのは、第二次世界大戦中、地上戦があった沖縄ということで、その経験ですとかマラリアの撲滅といった特異な経験がありますので、それを生かした研修を行っております。

この 8 コースですけれども、三つの案件・群に分かれております。一つが母子保健強化、それから感染症、そして、我々は略称で「エビデンス」と呼んでおりますけれども、エビデンスに基づく公衆衛生計画という、この三つの研修群、三つの案件に分けて、合計で 8 コースということになっております。

2018 年度はこの三つの案件が別々に、今回のこの株式会社ティーエーネットワークを特定者とする参加意思確認公募を行いました。実際に他に表明者がいなかったため、この 3 案件をまとめて、2018 年度に 1 本の契約として締結したものです。

この三つに分かれる案件ですけれども、一つ目、二つ目、母子保健と感染症対策というのが、2017 年度から 2019 年度の 3 カ年にわたって研修を行うということで、公益社団法人沖縄県看護協会と 2017 年度に契約を行って実施しておりました。これが、2018 年度第 3 回の契約監視委員会で取り上げられたものです。つまり、母子保健と感染症対策を看護協会が行っておられまして、エビデンスにつきましては、このティーエーネットワークが 2015 年から 2017 年の 3 カ年にわたって、企画競争を経て受託されていたというものです。公募を行うときには、3 カ年ということで出しておりますけれども、契約自体は毎年度、その研修の実際の割り当て人数なども変わってきますので、契約自体は毎年度行っているということでございます。

これが前提になっておりまして、今回の選定理由にあります、相手方が 2017 年度と 2018

年度で違っているという点でございますが、今の3案件のうち、1番目の母子保健、それから感染症が、看護協会からティーエーネットワークキングに変わったということになります。エビデンスにつきましては、ティーエーネットワークキングのままということになります。

その母子保健と感染症対策ですが、2017年度に3カ年を想定して参加意思確認公募を行っておりました。このときに看護協会を特定者としていたのですが、2017年度の研修が終わって、翌年度の契約を行うに際しましていろいろ協議したのですが、海外の研修事業からそもそも撤退するということが先方のお決めになられたということでしたので、2018、2019年度の研修実施にあたりまして、ティーエーネットワークキングを特定者として、もう1回参加意思確認公募をやり直したということでございます。

なぜティーエーネットワークキングにしたかということですが、エビデンスコースを行っておられたということもありますし、実はこの母子保健と感染症の一つ前、2014年から2016年度分の研修受託先を決めるにあたって、そのときに応募されてきたのが看護協会とティーエーネットワークキングだったということで、企画競争を行って、看護協会が受託されることになった、ティーエーネットワークキングは次点だったという経緯がございました。ですので、この2018年度・2019年度の2カ年をもう1回やり直すにあたって、ティーエーネットワークキングを特定者として、参加意思確認公募を行うということにしました。

結果的に先ほどのエビデンスがちょうど切れて更新のタイミングでしたので、3案件ともティーエーネットワークキングが特定者ということになって参加意思確認公募を行い、応募する者がなかったため、契約に至ったということでございます。

**委員：**

沖縄県看護協会がこの海外研修事業から撤退すると決定した理由は、何か聞いていらっしゃいますか。

**JICA：**

もともと看護協会さんが、県内の看護人材の育成というのが主たる目的だったのですが、これまでJICAが研修を行うにあたって、そのご経験をぜひ生かしていただきたいということでお願いして、研修事業をやってきていただいております。ただ、この段階で人的な余力がなくなってきたということと、それから、私どもの研修を行うにあたって、研修員とコミュニケーションが取れるように、業務総括などは外国語ができる方、英語ができる方というふうを考えているのですが、看護協会ではもともとの会の設立目的とも違うということで、そういった人材を協会内に抱えておられなかったということがあって、そこで最終的にもうこれ以上は難しいというお話をいただいたということでございます。

**委員：**

分かりました。

**委員：**

私は前回の2018年度第3回もここでお話を伺っておりまして、そのときの資料を手元に持っていたので、前回と今回との比較をしてみたところ、前回は6コースを対象として約5

千万円の契約だったと思います。契約金額としては増えていて、コース数が増えている分かなと思ったのですが、今回は前回と比べると、一つのコースの技術研修期間というのが短くなっているのです。合計すると技術研修日数というのはほとんど変わらなくて、金額だけが上がっているというのが一つある。これは要するに、看護協会よりも今回のティーエーネットワークのほうの方が、やはり全体として高くなければ受けてもらえなかったということなのではないでしょうか。

**JICA :**

事前にご質問をいただいていたということで、我々ももう一度検証しておりますけれども、ご指摘いただきましたとおり、2017 年度 6 コース、これにもう 1 個、エビデンスを足して 7 コースとした場合に、2018 年度の 8 コースと 2017 年度の 7 コースを比較しても、1,643 万円の差が出るということになります。今ご指摘いただきましたとおり、最終的には 2018 年度、母子保健コースに一つ英語のコースが追加されましたので、これが大体 900 万円超の追加ということになります。

ご指摘いただいておりますとおり、大きな増要因としては業務人件費、それから講習料というところで、確かに看護協会よりもティーエーネットワークのほうが高いということがあります。ここにつきましては、ティーエーネットワークは JICA の基準単価を採用して計算しているということなのですが、看護協会は独自の業務人件費、それから講習料については自分たちの単価でやっていた、これが JICA の基準単価よりも安かったということで、ここで差が出ております。

一方で、実はティーエーネットワークにしたことによる減の部分も出ておまして、それは教材費です。ティーエーネットワークでは英文資料があったので翻訳不要だったり、自社ノウハウで結構、教材翻訳というところで節約できているのですけれども、看護協会は、先ほど外国語人材という話を申し上げましたけれども、基本的にそういった資料の翻訳というものはすべて外に出さなければいけなかったということで、この教材費につきましては 560~570 万円ぐらい、実はティーエーネットワークのほうが減ということになっております。

それから、施設・機材の使用料につきましても、ティーエーネットワークはゼロないし 20~30 万円ぐらいですけれども、看護協会につきましては、保有する研修室の使用料というものも計上されていたということで、ここで実は 350 万円ぐらい、ティーエーネットワークになって減になっています。ですので、全体的には増にはなっているのですけれども、必ずしもティーエーネットワークだから全体的に上がっている、ということではないという状況でございます。

**委員 :**

事前にご質問をいただいていたということで、我々ももう一度検証しておりますけれども、ご指摘いただきましたとおり、2017 年度 6 コース、これにもう 1 個、エビデンスを足して 7 コースとした場合に、2018 年度の 8 コースと 2017 年度の 7 コースを比較しても、1,643 万円の差が出るということになります。今ご指摘いただきましたとおり、最終的には 2018 年度、母子保健コースに一つ英語のコースが追加されましたので、これが大体 900 万円超の追加ということになります。

は、まず、看護協会というのは公益法人になっているので、そこから株式会社が変わったのだから、高くなっているのもしょうがないかなという感覚はあったので、そういう感覚はそちらもそういうことですかというのが聞きたかった。あと、費目もこれが増えてこれが減ったりしているので、同じ研修をやるのにどうして、ある費目は前よりも高くなって、こちらは減ってしまうというのが、どうしてこんなに変動があったのかなというのが、何となくざっくりとしたところを感覚的に伺ったかっただけです。

**JICA :**

ご指摘のとおり、公益財団法人だったからというのが一つ大きな要因だと思います。一方で、やはりティーエーネットワークになって減っている部分というのが、翻訳費ですとかそれまでのノウハウでいろいろな、英語ですとか外国語の教材がもともとあるということもありますので、その活用という観点については、これは公益財団法人だから株式会社だからというよりは、そういう人材がいたかないかという違いもあったというふうに思っております。

**委員 :**

契約相手が変わったことによって、提供する研修内容そのもののクオリティが変わったりするという心配は、それは基本的にないのですか。

**JICA :**

それはありません。こういう研修をやっていただきたいということで参加意思確認公募を行っておりますので、そのクオリティコントロールはできているというふうに考えています。

**委員 :**

前回お話を伺ったときには、看護協会というようなところだったので、そこに何か、沖縄の過去の経験とか何かのノウハウがたまっていて、そこでやっていたので、あまり詳しく前にお話を聞いたわけでもないのですが、私の理解としては、看護協会というところが非常にノウハウも持っているもので、そこをお願いしていたというふうにある意味思い込んでいて、株式会社が変わってしまうと、そのノウハウが利用できなくなる、クオリティが変わるかもしれないというふうに思っていたのですけれども、要するにそんなことはないということですか。

**JICA :**

ティーエーネットワークが三つ目のエビデンスのコースで、この沖縄県での研修コースを持っておられますが、実は協力機関として琉球大学の医学部から知見をいただいております。今回、ティーエーネットワークが受託されることによって、母子保健と感染症対策のほうも琉球大学医学部の協力を得て行うことができていましたし、実は看護協会が撤退するにあたって、看護協会は研修を受託して実施するということは人的にも難しいのだけれども、ノウハウについては必要があれば提供させていただきますということは言っていたので、そこはセンターとして全体的に研修の内容のクオリティ

コントロールはできるというふうに思っておりました。

**委員：**

最初に申し上げた、研修日数が前回より今回だいぶ減ったのですけれども、それは要するに JICA のほうで前ほど日数はいらぬから減らしたということなのですか。それともある程度金額、予算の関係とか、そういうものがあるのですか。

**JICA：**

研修の日数が減ったことには、実は通訳を、逐語通訳というのですか、看護協会のときには英語についても通訳が入っていたということで、それで1日にできるコマが限られていたということもあったのですが、今回ティーエーネットワークになると、英語は英語でできる、そういう講師をラインアップできるということで、そこも含めて研修の日数が減ったということでございます。

あとは、2017年・2018年ということで、JICA 予算の逼迫問題があったこともございまして、日数の調整ということもここでも若干行っております。

**委員：**

前回と比べると、大体70パーセントぐらいの日数でやっておられるので、ただ英語が間に通訳を入れなくて短縮したというのであれば、ある意味ではそれはそれでいいことかなとは思いますが。

**JICA：**

我々ももともと看護協会と2018年度の契約についてご相談するときに、長いことやってきていただいていますので、そういう外国語人材もお願いしたいというようなお話をしていたのですけれども、やはりそこがどうしても折り合いきれなかったのかと思います。

**委員：**

そういう背景もあって撤退ということになってしまった、いわゆる外国語でやってほしいという JICA の要求に応え切れないというふうに、看護協会が感じられたのも撤退の理由の一つということなのですね。

**JICA：**

そうですね、そこは大きかったというふうに聞いております。

**委員：**

ほかにご質問は。では、どうもありがとうございました。

次の案件は10番目、選定理由は、単独コースの金額では契約金額がもっと大きい契約ということで選定されています。

**No. 10 2018-2019 年度課題別研修「天水稲作のための稲栽培・種子生産及び品種選定技術」**  
**コース (1 年次)**

**JICA：**

案件の背景でございますけれども、アフリカを中心とする開発途上国では、農業生産の低迷や人口増加による慢性的な食糧不足が続いております。一方、生活形態の変化に伴いまして、米の消費量は過去 20 年間に急激に増加しております。米を自給できる国はほとんどありませんので、輸入に依存しているという状態でございます。そのような状況の中、天水稲作の改善による米の増産が急務となっておりますところでございます。

JICA におきましては、サブサハラ・アフリカの米生産量を 10 年間で倍増することを目標とした国際イニシアティブ「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development : CARD)」というものを立ち上げて、各国を支援しているというものでございます。本課題別研修はこのイニシアティブに基づきまして、関係の複数のアフリカの国々から研修員を受け入れて、表題の研修を行うというものでございます。

研修の特徴といたしましては、作物栽培そのものの実習を多く含む研修コースになっておりますので、契約の履行期間が長いということが挙げられます。契約の履行期間はここにご覧のとおり、2019 年 2 月 25 日から 2020 年 3 月 6 日というふうになっております。

今回、この案件が選定された理由として挙げられた、参加意思確認公募の中で単独案件としては最も高額という契約金額でございますけれども、31,320,713 円となっておりますが、これが高い理由というのが、基本的に研修自体の期間が長いということでございます。

契約相手方は、一般社団法人海外農業開発協会でございます。本案件が参加意思確認公募となった理由でございますけれども、表題にご覧のとおり、本課題別研修は、天水稲作（陸稲）を内容としております。水稲ではなくて陸稲を内容としております。アフリカ各国におきましては、栽培の知識や経験を有する研究者、普及人材が不足しておるため、これら人材の育成が必要ということで、本件を実施しているものでございます。しかし、日本国内におきましては、陸稲というのはもはやわずかに生産されているのみでございます。収穫量、作付面積におきましては、非常に限られた状態となっております。ごく限られた農家と都道府県等の農業試験場などで栽培されているのが実状でして、これらは開発途上国の研修員向けの研修を受託可能な法人という、そういう機能を果たすことはほぼ期待できないという状態でございます。

そういった中で、この契約相手方の一般社団法人海外農業開発協会は、特に陸稲ということにつきましては、陸稲に特化した研修コースを行っております。2012 年から 2017 年まで企画競争によって、結果的には一者応札だったのでございますけれども、研修業務を受託されてきております。産官学公民との豊富なネットワークを有して、研修実施に必要な知見等が集約されておりました。適切に研修指導を実施できるほぼ唯一の機関とみなしました。これによりまして、当協会を特定者とした参加意思確認公募による調達を行ったものでございます。

#### 委員：

特にご質問はないということなので、どうもありがとうございました。

次の案件は、選定理由として、参加意思確認公募を除き一者応札・応募となった研修委託契約の中で、契約金額が最も大きい契約であること、他に候補がないのか、選定プロセス



を確認したいということで選定されています。

## No. 11 2018-2020 年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」コース

### JICA :

案件の背景でございますけれども、世界の農家のほとんどが小規模な農家でございます。特に開発途上国におきましては、非常に小さな農家規模ということになっております。一方で、開発途上国においても、経済発展とともに食生活の多様化から、安全で品質の高い野菜というものが、市場でニーズが高まってきております。しかしながら、小規模な農家に対して、適切な野菜栽培指導をできるような農業普及員が不足しておりまして、また普及体制が非常に脆弱でございます、これらの強化が求められているところでございます。本研修は、そういった背景の下に実施されている研修でございます。

契約金額が 23,923,414 円。これが一者応札の研修の中では一番大きいものであったということで本件が選定されたということでございます。その理由といたしましては、野菜生産の実習を伴う研修コースでございますので、他の研修コースと比較しまして相対的に研修期間が長くなっており、それに伴い契約金額も大きくなっているというものでございます。

本件契約相手方は国際耕種株式会社でございます、企画競争を行っております。本件関心表明は、国際耕種株式会社と一般財団法人日本国際協力センターの 2 者からございました。しかしながら一者応札となった理由でございますけれども、日本国際協力センターがプロポーザル提出を辞退されて、結果的に一者応札となったという事情がございます。日本国際協力センターに辞退理由を確認いたしましたところ、業務人員等の関係という理由でございます、辞退者向けのアンケートでは、公示方法、業務指示書、競争参加条件、仕様書について「特に問題ない」という回答をいただいていたところでございまして、これにより業務人員のやり繰りが大きな要因であったと推察されております。

今後、この一者応札を回避するために講ずるべき措置ということでございますけれども、これまでの企画競争公示の際には、JICA 筑波のメーリングリストを通じて、研修委託機関及び過去に関心表明があった団体等に応募勧奨を行ってきております。今後は、一般社団法人海外コンサルティング協会等に依頼しまして、当協会コンサルタントにも案内を送付するなど案内対象を広げていって、これにより一者応札を回避していきたいというふうに考えているところでございます。

### 委員 :

農業・農村開発分野の実績は特に問わないという理解でよろしいのでしょうか。普通のコーディネーションの業務であれば、割と手を上げるところは多いのだらうと思うのですが、農業分野の実績を持つところになると、ある程度限られるのではないかというふうに想像したものですからお聞きしています。

### JICA :

本件、申し上げましたとおり、実際に野菜の作物栽培実習等も多く含んでいる内容になってございますので、農業・農村開発の経験も必要としております。

**委員：**

手許の情報が限られているのでお聞きしているのですけれども、それは応募要件には明確に書いてあるという理解なのですか。もしも複数想定されるのだったら、ここに書かれているような一者応札を回避するための努力を継続していただけたらいいというふうに思いますし、仮に農業・農村開発分野の実績が必要で、かつそれが限られているということであればやむを得ないのかなという気もしています。現状だけお知らせいただきたいというふうに思います。

**JICA：**

農業・農村開発分野の経験を求めた場合、一者応札になるかという点につきましては、筑波センター所管におきましても、この農業・農村開発分野の経験を持つ研修委託先は複数ございますので、それを付すことによって自動的に一者応札になるというふうには考えておりません。

**委員：**

確認したいのですけれども、研修の場所というのは、これは筑波センターで行っているのですか。

**JICA：**

はい、研修は筑波センターで実施しております。

**委員：**

この一つ前の研修も筑波センターでやっているということで、筑波センターは農業関係の長期間の研修というのをかなりやっているというところなのですね。

**JICA：**

はい、それは筑波センターの特徴になっております。自前の実習圃場を持って、筑波センターの場所で研修をしているというのは、国内機関の中でも非常に特徴的でございます。

**委員：**

そこで研修生が、実際の農業をやるようなことまでカリキュラムに入っているということですね。

**JICA：**

はい、そうです。

**委員：**

あと、前の案件だったかもしれないのですけれども、見学はしているけれども研修生の旅費が出てこないというようなのが、どちらかだったかあったと思うのですが、これは何か別にこの契約先ではなくて、JICAがその旅費等を出しているということもあるのですか。

**JICA：**

研修員が来日する旅費等につきましては、筑波センターが契約する本契約の中に含まれ

ているものではございません。別途 JICA のほうで、旅行代理店と契約して支出しているものでございます。

**委員：**

見学のときの交通費も出ていなかったような気がするのですが、それはどうですか。

**JICA：**

見学旅行等の交通費につきましては、直接 JICA のほうで支出しております。

先ほどご質問いただいた農業分野の経験を付しているかどうかという件でございますけれども、案件公示の際に類似業務の経験を求めています。業務指示書に、類似業務は特に開発途上国を対象とした研修関連業務、または野菜栽培、農業普及分野における業務等を指すとして、一般的な研修関連業務という言い方と「または」でつないで農業、野菜栽培を挙げております。

**委員：**

はい、分かりました。ありがとうございます。

**委員：**

よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

次の案件の選定理由としましては、一般競争入札（総合評価落札方式）で選定した契約金額の最も大きい契約ということで選定されています。

## No. 12 2018 年度課題別研修「総合都市交通計画」

**JICA：**

本案件ですが、契約金額が 918 万円で、契約期間が 9 月 12 日から翌年 2019 年の 9 月 28 日まで、契約相手方が株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバルです。契約の経緯は、意見招請の 2018 年 7 月 6 日から始まって、契約締結日が 2018 年 9 月 12 日になります。

業務内容は、研修の実施予定期間が 2018 年 11 月中旬から 12 月中旬で、想定している途上国側の対象機関が、都市交通計画の政策立案あるいは実施に携わる中央政府もしくは人口 50 万人以上の地方自治体、としております。案件目標は、都市開発政策の都市計画・都市開発を担う機関において、自国の課題に対応した都市計画及び都市開発の改善案が検討されることとしており、資料にある単元に沿った流れで研修を実施しております。

一者応札・応募となった理由は、各社の業務都合によると推測されます。意見招請の時点で他のコンサルタント一社から意見書が提出されていた状況がありまして、その後同社にヒアリングも実施できました。その結果、推測どおり、想定したスタッフメンバーがほかの業務に先にアサインされてしまったため、やむなく応募を断念した経緯があることを確認済みです。

今後講ずるべき措置ですが、引き続き本案件の周知に努め、応募勧奨を行ってまいりたいと思います。また、意見招請を行って、市場の声を反映した入札図書とし、幅広い応札者の

参画を促進してまいりたいと思います。なお、参考までですが、2019年度につきましては2者の応募がございました。

**委員：**

そういうことができる会社が複数あるけれども、その会社の中でこういう仕事ができる人が少なくて、結果この1者になったという理解なのですか。

**JICA：**

少ないというか、ほかの業務に主要メンバーをとられたというふうに理解しています。

**委員：**

費用の件で質問なのですが、業務人件費は500万円ぐらい計上されているのですが、契約金額内訳書の明細がついていなかったの、どういう計算になっているか、ちょっと分からなかったのですが、作業人日が62人日ということになっていて、そうすると1ヵ月20日とすると、3ヵ月分ぐらいで500万円ぐらいの業務人件費というのは、何となくちょっと高いなという感じがしたのですが。

**JICA：**

本研修は、より研修の質を高めるために一般競争に付しております。JICA本部関係部署での各業務を委託されている当該分野に強いコンサルタント各社にもぜひ積極的に関与してもらいたいというところがございます。入札説明書の中で、格付基準についてはコンサルタント等契約における人件費の月額単価を目安にしていることを載せております。そのため、通常の単価との乖離があるというふうに判断しております。

**委員：**

作業量としては、62人日で2名の方がこの業務を実施されていたということによろしいのですか。

**JICA：**

はい、そうです。内訳書でこの62作業人日の内訳は確認しています。

**委員：**

その500万円というのはコンサルタントとしての価格で、単価は1ヵ月幾らで計算しておられるのですか。

**JICA：**

我々は示した目安に対して、実際に出てきた日額は、業務総括者が日額46,300円、それから業務補助が33,300円で上がってきております。

**委員：**

計算機がないのですが、計算すると500万円にいかないような気がしているのですが。

**JICA：**

500万円は、間接原価も含めての金額になっています。

**委員：**

間接原価というのは、要するに直接人件費に何パーセントか掛けているということですか。

か。

**JICA :**

そういうことになります。それは各社の考え方によります。

**委員 :**

それも入っているのですね。その他原価とかいうのがよく出てくるのですが、それがここに入っているということですね。

**JICA :**

はい、それも含まれてございます。それで合計の業務人件費となっております。

**委員 :**

はい。分かりました。結構です。ほかにご質問。ございませんか。というところで、個別の案件は終わりました。

## **議題 2 2020 年度の運営について**

**JICA :**

それでは議事 2「2020 年度の運営」に移ります。これに関しまして、調達部長より運営案のご説明を差し上げ、委員の皆さまにご審議いただく形で進行させていただきます。

**JICA :**

それでは簡潔に説明させていただきます。

まず 2020 年度の内容につきましては、2019 年度の内容と同じものを用意させていただいております。具体的には審議対象事項に基づきまして、2019 年度と同様に年間 4 回、3 ヶ月ごとの開催とし、審議・報告事項につきましても 2019 年度には変更契約の審議を追加いたしました。基本的には 2020 年度も 2019 年度と同じものを継続する形にして、第 1 回から第 4 回まで、それぞれ 2019 年度と同様の内容とさせていただきます。

委員の先生方におかれましては、2020 年度の契約監視委員会の内容につきまして、このとおりの内容でよろしいかにつきまして、ぜひご意見等いただければと思います。

**JICA :**

ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。どうもありがとうございました。

これで、今回の契約監視委員会の議事はすべて終了となります。

**JICA :**

委員の皆様におかれましては、本日契約監視委員会にご出席いただき、ありがとうございました。2019 年度につきましては、本日第 4 回の委員会で最後になりますが、この 1 年間、ご多忙の中、弊機構のさまざまな契約について点検いただき、本当にありがとうございました。

そして、委員長に契約監視委員会にご出席いただくのは、本日で最後ということになりま

す。2015 年の 4 月から契約監視委員会の業務をお願いしておりましたが、現在までの間、弊機構の契約に関し、本当に多くのご助言、そしてさまざまな貴重なご示唆等をいただいたと思っております。本当にありがとうございました。

**JICA :**

これもちまして、2019 年度第 4 回契約監視委員会を終了いたします。皆さま、どうもありがとうございました。

**別 添**

- 資料 1 2018 年度コンサルタント等契約及び研修委託契約に係る一者応札・応募の点検
- 資料 2 2020 年度の運営について

# 2019年度第4回契約監視委員会：一者応札・応募の個別点検対象契約リスト（2018年度契約）

## 1. コンサルタント等契約

(敬称略)

	担当部署	契約区分／業務区分	調達方法	契約件名	契約金額(円)	契約相手方名称	選定理由	委員	過去の契約監視委員会
1	インフラ技術業務部	業務実施契約／詳細設計	企画競争	ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズII詳細設計調査【有償勘定技術支援】業務実施契約	2,397,622,680	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 日本コンサルタンツ株式会社 パシフィックコンサルタンツ株式会社 株式会社トーニテ 日本工営株式会社	契約金額が最も大きい契約。契約金額がどのような費用から構成されているのかを確認したい。	不破 石村 木下 遠山	
2	社会基盤・平和構築部	業務実施契約／開発計画調査型技術協力	企画競争	インドネシア国中部スラウェシ州復興計画策定及び業務支援プロジェクト【開発計画調査型技術協力】（ファストトラック制度適用型案件）業務実施契約	994,000,680	八千代エンジニアリング株式会社 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 日本工営株式会社 パシフィックコンサルタンツ株式会社 株式会社パスコ	詳細設計を除くコンサルタント等契約の中で、契約金額が最も大きい契約。ファストトラック制度についても確認したい。	石村 遠山 戸川	
3	地球環境部	業務実施契約／技術協力プロジェクト	企画競争	コンゴ民主共和国国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州REDD+統合プログラム」協働事業実施案件）（第I期）業務実施契約	316,084,960	一般社団法人日本森林技術協会	契約件名及び契約期間が全く同じ契約が2件あるため、その事情を確認したい。	不破 戸川	
		業務実施契約／技術協力プロジェクト	企画競争	コンゴ民主共和国国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）クウィル州REDD+統合プログラム」協働事業実施案件）（第I期）業務実施契約	131,636,470	一般社団法人日本森林技術協会			
4	アフリカ部	業務実施契約（単独型）／技術協力プロジェクト	企画競争	ボツワナ国SADC-DFRC開発金融アドバイザー業務実施契約	71,312,400	OPMAC株式会社	業務実施契約（単独型）の中で、契約金額が最も大きい契約。	石村 遠山	
5	東南アジア・大洋州部	業務実施契約／基礎情報収集・確認調査	企画競争	インドネシア国財政支援型無償「離島における水産セクター開発計画」にかかる情報収集・確認調査業務実施契約	234,395,640	OAFIC株式会社 三井共同建設コンサルタント株式会社	基礎情報収集・確認調査の中で、契約金額が最も大きい契約。	木下	
6	農村開発部	業務実施契約（単独型）／技術協力プロジェクト	企画競争	ウガンダ国コメ振興プロジェクト(品種選定・維持管理)業務実施契約(単独型)	10,892,480	国際耕種株式会社	(契約金額を契約期間日数で除した)日当たり契約金額が最も小さい契約。	木下	
7	人間開発部	業務実施契約（単独型）／技術協力プロジェクト	企画競争	モンゴル国一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト(研修医評価)業務実施契約(単独型)	2,327,520	国立大学法人東京大学	一者応札・応募となったコンサルタント等契約の中で、契約金額が最も小さい契約。	不破	
8	資金協力業務部	業務実施契約／協力準備調査	企画競争	ガーナ国人材育成奨学計画(JDS)準備調査業務実施契約	3,656,880	株式会社日本開発サービス	契約金額及び日当たりの契約金額が小規模のため、契約内容について確認したい。	戸川	

## 2. 研修委託契約

	担当部署	研修形態	調達方法	案件名	契約金額 (円)	契約相手方名称	受入 人数	受入期間 (日数)	参加国	選定理由	委員	過去の契約監視 委員会
1	沖縄センター	課題別研修	参加意思 確認公募	2018年度課題別研修 「保健医療分野研 修(8コース)」	70,884,623	株式会社ティーエーネットワー キング	58	母子保健 251 (5コース)  感染症対策 46 (1コース)  公衆衛生計 画 22 (1コース)	母子保健(A): ウガンダ、シエラレオネ、ナイ ジェリア、ニジェール、ブルン ジ、マリ、レソト 母子保健(B): アフガニスタン、サモア、 ジョージア、ナウル、バプア ニューギニア、バングラデ シュ、フィジー、東ティモール 母子保健(C): エルサルバドル、グアテマラ、 ドミニカ共和国、ニカラガ、 ホンジュラス、メキシコ、パナ マ 母子保健(D): コロンビア、パラグアイ、ベネ ズエラ、ベルー、赤道ギニア、 ポリビア 母子保健(E): アンゴラ、ギニアビサウ、サン トメ・プリンシペ、ブラジル、モ ザンビーク 感染症対策: アフガニスタン、イエメン、イン ドネシア、エリトリア、シエラレ オネ、カーボヴェルデ、ナイ ジェリア、パキスタン、ベネズ エラ、ホンジュラス、ミャン マー、モーリシャス、リベリア 公衆衛生計画: イエメン、エスワティニ、エチオ ピア、キルギス共和国、ザンビ ア、シエラレオネ、スーダン、 ソロモン、リベリア、イラク	同じ参加意思確認公募で選 定したにも拘らず、前年度 の契約相手方と今回の契約 相手方が異なる理由を確認 したい。	不破 木下 遠山 戸川	2018年度 第3回 参加意思確認 公募
2	筑波セン ター	課題別研修	参加意思 確認公募	2018-2020年度課題別研修 「天水稻作のた めの稲栽培・種子生産及び品種選定技術」 コース(1年次)	31,320,713	一般社団法人海外農業開発協会	13	228	ウガンダ、エチオピア、カ メルーン、ガンビア、ギニ アビサウ、ケニア、ザンビ ア、セネガル、タンザニ ア、ブルンジ、マリ、リベ リア	単独コースの契約では、契 約金額が最も大きい契約。	石村	
3	筑波セン ター	課題別研修	企画競争	2018-2020年度課題別研修 「小規模農 家の生計向上のための野菜生産技術」 コース	23,923,414	国際耕種株式会社	10	180	イエメン、イラク、インド、カン ボジア、サモア、ネパール、バ プアニューギニア、パラオ、ラ オス、東ティモール	参加意思確認公募を除き、 一者応札・応募となった研 修委託契約の中で、契約金 額が最も大きい契約。他に 候補がないのか、選定プ ロセスを確認したい。	石村 戸川	
4	東京セン ター	課題別研修	一般競争 入札(総 合評価落 札方式)	2018年度課題別研修 「総合都市交通計 画」	9,180,000	株式会社オリエンタルコンサル タンツグローバル	10	33	アフガニスタン、エジプト、ガー ナ、ケニア、コートジボワ ール、ザンビア、スリランカ、ナイ ジェリア、ネパール、パキスタ ン、バングラデシュ、フィリ ピン、ブラジル、ベトナム、マダ ガスカル、ミャンマー、モーリ タニア、モザンビーク、ラオス、 ルワンダ	一般競争入札(総合評価落 札方式)で選定した契約金 額の最も大きい契約。	木下	



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズⅡ 詳細設計調査 【有償勘定技術支援】業務実施契約	
契約金額	2,397,622,680円	
契約期間	2018年4月2日 ～ 2019年11月29日	
契約相手方	共同企業体 代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 構成員 日本コンサルタンツ株式会社 構成員 パシフィックコンサルタンツ株式会社 構成員 株式会社トーニチコンサルタント 構成員 日本工営株式会社	
契約方式	企画競争	
関心表明者	・上記契約相手方 ・アジア航測株式会社 ・株式会社パスコ ・株式会社国際開発センター	
応募要件	(1)参加要件 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 (2)参加の制限 特になし。	
契約の経緯	① プレ公示	2017年11月7日
	② 公示	2018年1月10日
	③ 業務指示書配布期間	2018年1月10日～2018年1月16日
	④ 質問回答	2018年1月22日
	⑤ プロポーザル提出締切	2018年2月2日
	⑥ 契約交渉	2018年2月26日～2018年3月26日
	⑦ 契約締結	2018年4月2日
業務内容	ミャンマーの鉄道網の総延長は6,072km(2015年時点)であり全路線をミャンマー国鉄(Myanmar Railways。以下、「MR」という。)が管理・運営している。そのうち、ヤンゴン・マンダレー線(約620km)は、英国植民地時代から同国の経済動脈であり、現在もミャンマー最大の商業都市ヤンゴン、首都ネピドー、第二の商業都市であるマンダレーを結ぶ重要な幹線鉄道である。本事業は、ヤンゴン・マンダレー路線のうち、タンゲー・マンダレー間(約350km)の既存鉄道施設の改良(土木・軌道・建築など)と近代化(信号・通信、車両など)を図る事業である。	

	<p>本調査は、本事業の借款対象となる鉄道土木構造物並びに電気・信号・通信関連設備(鉄道システム設備)の設計基準の設定、検討された設計基準の適用下における基本設計、詳細な施工計画の提案および最適な工事契約形態・契約パッケージの検討を実施し、最終的に、詳細設計業務の成果品としての本円借款事業の入札図書(案)を作成するものである。</p>
--	--

**一者応札・応募となった理由、背景、要因等**

<b>業務内容の特殊性</b>	<p>本業務は、ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズⅠ(ヤンゴン・タンゲー間)から継続して行われる事業であり、フェーズⅡで実施する設計内容はフェーズⅠで検討した鉄道システムや施設構造仕様等の最終的な設計内容を踏まえて整理する必要があることから、これまでヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズⅠ詳細設計調査に関与してきた企業が有利な状況であった。</p>
<b>契約条件の特殊性</b>	<p>特になし。</p>
<b>その他</b>	<p>鉄道整備事業の実施経験を持つコンサルタント会社が多くない状況の中、JICA発注の鉄道整備事業案件が近年急増している状況である。</p>

**契約相手方の概要(特殊性の有無)**

<p>特に特殊性はない。</p>
------------------

**(参考) フェーズⅠ詳細設計調査の契約相手方**

共同企業体	代表者	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
	構成員	日本コンサルタンツ株式会社
	構成員	パシフィックコンサルタンツ株式会社
	構成員	株式会社トーニチコンサルタント
	構成員	アジア航測株式会社

**一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置**

<p>本案件に限らず、プレ公示の前広な実施、実施済準備調査報告書等の本件調査に有用な情報提供等を積極的に行っているほか、機構内においても業務の実施状況に関する情報の共有を引き続き図ってまいりたい。</p>
--

## 特記事項(委員選定理由に対する補足)

### 契約金額の費用構成について

<u>I 業務原価</u>	<u>1,855,343,000 円</u>
1 直接経費	925,630,000 円
(1) 旅費(航空賃)	93,845,000 円
(2) 旅費(その他)	164,093,000 円
(3) 一般業務費	159,929,000 円
(4) 成果品作成費	16,406,000 円
(5) 機材費	8,017,000 円
(6) 再委託費	483,340,000 円
2 直接人件費	422,597,000 円
3 その他原価	507,116,000 円
<u>II 一般管理費</u>	<u>364,678,000 円</u>
<u>III 小計</u>	<u>2,220,021,000 円</u>
消費税及び地方消費税の合計金額(小計の8%)	177,601,680 円
<u>IV 合計</u>	<u>2,397,622,680 円</u>



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	インドネシア国スラウェシ州復興計画策定及び業務支援プロジェクト 【開発計画調査型技術協力】(ファストラック制度適用型案件)業務実施契約	
契約金額	994,000,680円	
契約期間	2018年12月28日～2021年11月19日	
契約相手方	共同企業体 代表者 八千代エンジニアリング株式会社 構成員 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 構成員 日本工営株式会社 構成員 パシフィックコンサルタンツ株式会社 構成員 株式会社パスコ	
契約方式	企画競争	
関心表明者	なし	
応募要件	(1)参加要件 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 (2)参加の制限 特になし。	
契約の経緯	① プレ公示	2018年11月21日
	② 公示	2018年11月28日
	③ 業務指示書配布期間	2018年11月28日～12月4日
	④ 質問回答	2018年12月5日
	⑤ プロポーザル提出締切	2018年12月11日
	⑥ 契約交渉	2018年12月17日
	⑦ 契約締結	2018年12月28日
業務内容	<p>2018年9月28日、インドネシア共和国(以下、「インドネシア」)中部スラウェシ州の州都パル市の北80kmを震源とするM7.5の地震が発生した。同震災では、主に液状化に起因すると推測される内陸部での地滑り(以下、「液状化地滑り」)及び沿岸部での津波の影響により、これまでに死者2,075名、重傷者10,679名、行方不明者680名、住宅損壊約7万戸という、甚大な被害が生じている(2018年10月25日時点)。その他、中部スラウェシ州の中でも、パル市、シギ県、ダウンガラ県を中心に、橋梁の崩壊、港湾施設の損傷、給水施設の損傷、灌漑水路の損傷、病院や学校等の公共施設の機能不全、等が顕著な状況にある。</p> <p>震災からの復旧・復興は、国家開発企画庁(National Development Planning Agency: 以下、「BAPPENAS」と)と公共事業・国民住宅省(Ministry of Public</p>	

	<p>Works and Public Housing: 以下、「PUPR」を中心に、復旧・復興に係るニーズの把握と復興に係る計画の検討を行っている。具体的には、BAPPENAS は、我が国の支援のもと、復興マスタープラン(インドネシア語では「Dokumen Rencana Induk Pembangunan Kembali Wilayah Terdampak」)の策定を2018年11月末までに完成させる予定で行っているところである。今後、同復興マスタープランに基づき、地方自治体や関係機関が、それぞれ具体的な各種復興計画を策定し、復興事業が実施される予定である。</p> <p>かかる状況をふまえ、JICA は2018年10月15日以降、インドネシアに調査団を派遣し、復旧・復興支援に係る情報収集や、今後のシームレスな復旧・復興支援策に係る協議を、BAPPENAS をはじめとする関係機関と実施し、先方政府から我が国に対して、同震災からの復興への技術協力の要請が接到了。</p> <p>本事業は、上記を背景として、復興マスタープランに基づき、インドネシア政府による各種復興計画の策定及び復興事業の実施支援を行い、「仙台防災枠組 2015-2030」にも位置づけられている「より良い復興」(Build Back Better(BBB))の具現化を図り、より災害に強い社会の形成を目指すものである。</p>
--	--

**一者応札・応募となった理由、背景、要因等**

<b>業務内容の特殊性</b>	本案件は、複数の先方政府関係者を相手に、ハザードマップの作成、空間計画の策定、インフラ・公共施設の強靱化、生計回復及びコミュニティ再生といった、多岐に渡る分野を調整し提案する業務が一つの契約に含めていた。
<b>契約条件の特殊性</b>	特になし。
<b>その他</b>	本案件は、ファストトラック適用案件で、公示からプロポーザル提出までの期間が通常と比べて10営業日と短かった。

**契約相手方の概要(特殊性の有無)**

特に特殊性はない。
-----------

**一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置**

<p>本案件は、対象とする分野が広いため、共同事業体の結成を可とし、類似地域を全途上国として、応募しやすい状況とした。また、業務指示書には過去の協力の経緯を丁寧に記載するとともに、プレ公示段階で可能な限り情報公開するよう努め(業務指示書(案)の内容をプレ公示段階で公開。)、応募を検討している社のプロポーザルの準備が促進されるよう努めた</p> <p>しかし結果として、1者応募となってしまった。辞退理由の集計結果からは、「自社単独で実施</p>
---

が困難で、共同体の結成や補強相手が確保できない。」に多くの票が集まっている。

今後、一者応札を回避するため、業務内容を分割して発注することも改善案の一つとなると考えられるが、今回は自然災害からの復興支援であり、分野間の連携が必須となる類の案件であることから、あえて一つの契約に業務を集約した経緯がある。そのため、今後類似業務の発注を分割する場合においては、分野間の連携の確保について十分に留意した工夫をする必要があると考えられる。

#### 特記事項(委員選定理由に対する補足)

ファストトラック制度については添付資料のとおり。



平成 25 年 12 月 26 日  
通知 (PD) 第 12-04002 号

## ファスト・トラック制度について (通知)

企画部長

技術協力事業実施要綱 (平成 16 年 4 月 1 日規程 (企) 第 7 号) 第 19 条第 1 項、有償勘定技術支援に関する要綱 (平成 21 年 10 月 16 日細則 (企) 第 28 号) 第 13 条第 1 項及び協力準備調査実施細則 (平成 21 年 6 月 19 日細則 (企) 第 17 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、ファスト・トラック制度を準内部規程として定めたところ通知します。

なお、これに伴い「ファスト・トラック案件にかかる意思決定プロセスについて」 (平成 17 年 6 月 28 日付通知 (PC) 第 6-21008 号) は廃止します。

### 記

#### 1. ファスト・トラック制度の目的

緊急性の高い事業を組織的に認定し、実施手続きに係る各種迅速化・簡素化により、組織が一丸となって当該事業に取り組むことができる体制の構築を目的とする。

#### 2. ファスト・トラック制度の対象

特に緊急性の高い課題に取り組む以下のプログラムもしくはプロジェクトを対象とする。また、関連する事前準備のための調査 (協力準備調査、基礎情報収集・確認調査等) 等を含む。

- (1) 自然災害への緊急対応及び復旧・復興支援
- (2) 平和構築支援 (紛争後復興支援を含む)
- (3) その他真に迅速な対応が求められると判断される事業<sup>1</sup>

#### 3. ファスト・トラック制度の適用期間

ファスト・トラック制度の対象と認定してから、原則 1 年とする。

#### 4. ファスト・トラック制度の認定プロセス

- (1) ファスト・トラック制度の対象とすべき事業 (プログラム又はプロジェクト) の主管部が制度対象として認定する決裁を起案することを基本とする。決裁には以下の項目を記載することとし、企画部長及び関係部長合議<sup>2</sup>の上、担当理事決裁とする。

- ① 適用理由
- ② 対象事業 (対象プログラム又はプロジェクト) 及び事業概要
- ③ 適用期間
- ④ 現地実施体制 (人員<sup>3</sup>等)
- ⑤ その他留意事項

<sup>1</sup> 経済危機、広範囲が被災した自然災害、また政策的ニーズ等に迅速な対応が求められる場合

<sup>2</sup> プログラムを対象とする場合は関係課題部長等、プロジェクトを対象とする場合は関係地域部長等合議

<sup>3</sup> 必要性及び想定される業務内容を説明しておくこと。

- (2) 自然災害対応等で、(1)の手順に従う時間的余裕のない場合は、主管部長の判断により、担当理事の口頭了承をもってファスト・トラックを適用し事業を進めることを認める。この場合には、遅滞なく後日上記(1)の手順に基づき決裁を得ることとする。
- (3) 上記いずれの場合にも、決裁後に意思決定内容について全役員に通知する。

## 5. ファスト・トラック制度適用により迅速化される諸手続き等

### (1) コンサルタント等契約の手続き

コンサルタント等契約の手続きを競争性に一定の配慮をしつつも、最大限迅速化する。

### (2) 環境社会配慮審査

真に緊急性が高いと判断される案件に限り、環境社会配慮ガイドライン 1.8 項に定める「緊急時の措置」の対象とすることを検討する<sup>4</sup>。なお、ファスト・トラック認定案件が必ずしも「緊急時の措置」対象にならないため、「緊急時の措置」を適用する可能性がある場合、早期の段階で審査部と協議を行う<sup>5</sup>。

### (3) 事前評価

プロジェクト等の開始前に事業事前評価表の作成が困難な場合には、主管部長の判断により、プロジェクト等の開始後に作成することができる。なお、この場合にも6カ月以内を目安に事業事前評価表を作成する。

### (4) 専門家等の人選及び専門家等派遣前研修

専門家等の派遣を迅速に行う必要があると判断される場合、ファスト・トラック認定を主管部による専門家等の推薦要件にできる。また、国際協力人材赴任前研修(専門家等)の受講を柔軟に検討・対応できる。

### (5) 開発協力適正会議

協力準備調査に係る開発協力適正会議の臨時開催による対応あるいは協議を経ず報告案件扱いとすることを外務省と協議する。

### (6) 在外事業強化費

準内部規程「在外事業強化費(投入要素:在外事業強化)の実施に係る手続き及びその他必要な事項について」の第6条「使途の特例」の対象でない国であっても、相手国負担が困難と判断される場合、ファスト・トラックの認定により当該プロジェクトの期間中は同条各号の支出を行うことができる。

### (7) 決裁起案時の事前協議

ファスト・トラック認定に係る決裁及びファスト・トラック認定案件に係る決裁については、決裁時の事前協議を略することができる。なお、この場合には決裁起案前に合議先との協議を的確に行う。

以上

<sup>4</sup> この場合、環境社会配慮助言委員会にカテゴリ分類、緊急時の措置適用の理由、実施する手続き等の説明を行い、その結果を公表するとともに、必要な場合には助言を求める。なお、省略可能な手続きは原則カテゴリ B の開発計画調査型技術協力にかかる詳細計画策定調査に限定される。

<sup>5</sup> 「ファスト・トラック認定」の決裁時に審査部にも合議を行う。



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	コンゴ民主共和国国家森林モニタリングシステム適用・REDD+パイロットプロジェクト(「中部アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)クウィル州 REDD+統合プログラム」協働事業実施案件)(第I期)業務実施契約
契約金額	316,084,960円 131,636,470円 (1,189,128 US\$)
契約期間	2019年3月29日 ~ 2020年7月31日
契約相手方	一般社団法人日本森林技術協会
契約方式	企画競争
関心表明者	一般社団法人日本森林技術協会 SGS ジャパン株式会社 一般財団法人リモート・センシング技術センター (株)アースアンドヒューマンコーポレーション 株式会社フランシール 株式会社建設技研インターナショナル 国際航業株式会社
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>共同企業体の結成の可否</u>: 認めます。ただし、業務主任者(総括)は、協働企業体の代表者の者とします。</li> <li>・ <u>補強の可否</u>: 業務主任者(総括)については、補強を認めません。</li> <li>・ <u>外国籍人材の活用</u>: 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。</li> <li>・ <u>プロポーザルに記載されるべき事項</u>: <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>類似業務</u>: 林業、気候変動対策、農村開発、地域開発、REDD+</li> <li>2) <u>業務従事者の経験・能力等</u>: <ul style="list-style-type: none"> <li>【業務主任者(総括/森林・気候変動政策)】</li> <li><u>類似業務の経験</u>: 森林政策、気候変動政策、REDD+政策、森林管理</li> <li><u>対象国又は同類似地域</u>: コンゴ民主共和国及び全途上国での業務経験</li> <li><u>語学力</u>: 英語</li> <li>【業務従事者: 担当分野 REDD+】</li> <li><u>類似業務の経験</u>: REDD+政策、気候変動対策、森林管理</li> <li><u>対象国又は同類似地域</u>: コンゴ民主共和国及び全途上国での業務経験</li> <li><u>語学力</u>: 英語</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

	<p>【業務従事者:担当分野 REDD+パイロット/住民参加型地域開発】</p> <p><u>類似業務の経験</u>: REDD+パイロット、農村開発、地域開発、参加型森林管理</p> <p><u>対象国又は同類似地域</u>: コンゴ民主共和国及び全途上国での業務経験</p> <p><u>語学力</u>: 語学評価せず</p>
契約の経緯	<p>① プレ公示 2018年10月10日</p> <p>② 公示 2018年11月7日</p> <p>③ 業務指示書配布期間 2018年11月7日～2018年11月13日</p> <p>④ 質問回答 2018年11月19日</p> <p>⑤ プロポーザル提出締切 2018年11月30日</p> <p>⑥ 契約交渉 2019年1月～2019年3月</p> <p>⑦ 契約締結 2019年3月29日</p>
業務内容	<p>技プロ「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」の成果1「国家森林モニタリングシステムの構築及び改善」と成果2「クウィル州における REDD+事業の試行」の実施を通じて、持続可能な森林管理の能力強化を図るもの。なお、成果2は JICA 受託業務該当部分。</p>

#### 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	<p>コンゴ民主共和国における事業に関しては、</p> <p>① 仏語での事業マネジメント</p> <p>② 紛争影響国での事業マネジメント</p> <p>の2つの特徴的な側面を有しており、それらを担当することのできる者の存在は限定的である。中でも、同国における森林保全活動の経験を有する者は極めて限定的な状況。そのため、本事業に最も関連性の深い前フェーズ案件及び関連調査を受注している日本森林技術協会（応募者）のみの応札となった。</p>
契約条件の特殊性	<p>本事業では、コンゴ民主共和国国家REDD+基金(FONAREDD)の公募する「クウィル州REDD+統合プログラム」へJICAが応募し(拠出はノルウェー政府等)、競争プロセスを経てJICAの受託が決定したことから、同受託事業も含めた業務実施契約としており、通常とは異なり円貨とドル貨の2本立ての契約となっている。このような特殊性も他者の応募に繋がらなかった要因となったと考えられる。</p>
その他	<p>一者応募を避けるため、仕様書へのコメント募集を行うことで、検討期間を長く確保し仕様への意見を反映する機会を提供したが、結果的に仕様書へのコメントも応募者のみであった。</p>

#### 契約相手方の概要(特殊性の有無)

応募者は森林管理に関するコンサルティング業務を日本国内並びに海外において受注している。仏語圏アフリカにおける森林管理事業の受注実績を豊富に有している。

#### 一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置

仕様書へのコメント募集等を通じた意見反映機会の確保

#### 特記事項(委員選定理由に対する補足)

契約条件の特殊性にて記載のとおり、本契約は円貨とドル貨の2本立てとなっていることから、調達・契約管理システム上の登録が2つに分かれてなされました。このため、2つの異なる契約のように表示されてしまいました。



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	ボツワナ国SADC-DFRC開発金融アドバイザー業務実施契約
契約金額	71,312,400円
契約期間	2018年4月23日 ~ 2020年3月31日
契約相手方	OPMAC株式会社
契約方式	業務実施契約(単独型)
関心表明者	OPMAC株式会社
応募要件	開発金融分野に関する知識および経験(日本、他国の事例)を有すること。
契約の経緯	<p>① プレ公示 2018年3月1日</p> <p>② 公示 2018年3月14日</p> <p>③ 業務指示書配布期間 2018年3月14日~2018年3月21日</p> <p>④ 質問回答 2018年3月21日</p> <p>⑤ プロポーザル提出締切 2018年3月28日</p> <p>⑥ 契約締結 2018年4月23日</p>
業務内容	<p>&lt;背景&gt;</p> <p>南部アフリカ開発銀行協会(SADC-DFRC)は、2003年に南部アフリカ開発共同体(SADC)傘下に設立され、SADC諸国の開発銀行(DFI)の機能強化を担う。人口増加が続く南部アフリカ地域では、莫大な社会インフラ整備のニーズを満たすため、インフラ投資を行うDFIの役割が重要度を増している。本アドバイザーは、SADC-DFRCに派遣され、同協会の機能強化を行うとともに、南部アフリカ地域での円借款の案件形成の障壁となっている各国政府の投資情報や、借入状況をタイムリーに収集・分析し、当該地域における円借款案件形成のための戦略等を整理することが期待されている。</p> <p>&lt;プロジェクト目標&gt;</p> <p>SADC-DFRCとの連携を通じて、円借款案件の組成にかかる検討が進められる。</p> <p>&lt;成果&gt;</p> <p>(1) SADC-DFRCのSADC PPP Unitの中に、SADC諸国のPPPインフラ案件の情報を収集・発信するSADC PPP Project Information Advisory Core(4PIAC)の設立し、その運営支援を通じ、SADC諸国における円借款候補案件が整理される。</p> <p>(2) SADC諸国における円借款案件形成の迅速化にかかる情報が整理される。</p> <p>(3) SADC諸国における開発金融機関の機能が強化される。</p>

	(4) アフリカにおける PPP インフラ案件の知見や、日本・アジア諸国における零細・中小企業振興にかかる知見が共有される。
--	--

#### 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	本業務は、SADC-DFRC の中に PPP インフラ案件を担当する部局の設立支援、SADC 諸国における円借款案件組成に関する情報収集と分析、DFIs の機能強化のための研修の提案等、広範且つ高度な知識と経験が求められる。一方、アフリカにおける開発金融分野は、知識・経験のある個人・企業の数に限られている。JICA が他の国でも実施している中央銀行の能力強化とは異なり、PPP、インフラ、中小企業振興などに精通し、かつ開発金融での経験があり、円借款にも明るい人材は限定的であったと言える。また、必須条件ではないものの、南部アフリカの経験、予備知識が求められる業務であることも特殊性を生み出す要因と考えられる。
契約条件の特殊性	本契約は、SADC-DFRC に常駐し、SADC-DFRC 総裁に対して開発金融分野の助言を行う業務であることから、複数名よりも1名で継続的に業務を担える人材が適切と判断した。そのため、2年間の業務実施契約(単独型)とした。しかし、業務遂行が可能な経験・知識を有する人材は限られており、また、契約金額が限定的であるにも関わらず、約2年の間拘束されることから本案件への参入が敬遠されたと考える。
その他	特になし。

#### 契約相手方の概要(特殊性の有無)

<p>本案件の業務従事者は、(株)三和総合研究所(現:(株)三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング)および日本貿易振興機構(JETRO)において、アフリカ、アジア地域におけるインフラ・中小企業振興、産業開発分野の調査を多数担当しており、本業務に求められる分野に精通していた。なお、本案件の業務従事者は、①「TICADアドバイザー」(2010年～2015年、南部アフリカ開発銀行(Development Bank of Southern Africa(DBSA)))に派遣と、②「開発金融アドバイザー」(2016年1月～2017年12月、SADC-DFRC に派遣)を受注しており、類似業務の経験を有していた。</p>
---

#### 一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置

<p>今後、開発金融に関する業務を調達する場合、評価の対象となる類似業務の分野や地域の幅を広げ、プロジェクトファイナンス及び全途上国を対象とする。また、事前に関連性のあるコンサルタント会社やシンクタンクなどに意見聴取を行い、各社が応札しやすい業務内容及び契約条件の検討を行う。更に、単独型での業務実施契約ではなく、複数の人材で経験等を補完できる契約形態も検討する。なお、本契約終了後の SADC-DFRC 及び開発金融分野へのアドバイザー派遣は現在のところ予定していない。</p>
--

**特記事項(委員選定理由に対する補足)**

他の業務実施契約(単独型)より高額となった理由として、本契約は、渡航回数 8 回、格付 2 号であったことに加え、セミナー開催費や調査費も含まれていたため。



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	インドネシア国財政支援型無償「離島における水産セクター開発計画」に係る情報収集・確認調査業務実施契約
契約金額	234, 395, 640円
契約期間	2018年4月2日 ~ 2021年3月15日
契約相手方	共同企業体 代表者 OAFIC株式会社 構成員 三井共同建設コンサルタント株式会社
契約方式	企画競争
関心表明者	OAFIC株式会社
応募要件	(1)参加要件 : 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 (2)参加の制限: 特になし。
契約の経緯	① プレ公示 2017年10月11日 ② 公示 2017年11月1日 ③ 業務指示書配布期間 2017年11月1日~2017年11月7日 ④ 質問回答 2017年11月13日 ⑤ プロポーザル提出締切 2017年11月24日 ⑥ 契約交渉 2017年12月15日他 ⑦ 契約締結 2018年4月2日
業務内容	1 本調査では、以下の項目につき、財政支援型無償「離島における水産セクター開発計画」の進捗状況に応じて随時情報収集・確認・分析を行うとともに、海洋水産省及びローカルコンサルタントに対し、技術的助言を行う。 (1)水産セクター関連 ①対象地水産セクターの現状、② SKPT 法令、戦略等、③離島水産統計の現状・課題等 (2)離島6島における総合海洋水産センター(Sentra Kelautan dan Perikanan Terpadu。以下、「SKPT」)及び市場建設に係る調査・設計・施工関連 ①施設設計計画(設計図面、仕様)、②入札計画(入札図書の内容、条件等)、③施工監理計画(体制、方法)、④現地施工業者との契約(内容、締結状況)、⑤ 施工状況 (3)環境社会配慮 (4)ディスバース状況、執行監理 (5)モニタリング・評価体制 (6)海洋水産省・関係機関・JICA で構成されるステアリングコミッティの開催支援 2 SKPT 運営ガイドライン作成支援、ワークショップの開催等 3 業務報告書の作成・協議

**一者応札・応募となった理由、背景、要因等**

<p><b>業務内容の 特殊性</b></p>	<p>本調査では、財政支援型無償「離島における水産セクター開発計画」に関し、水産セクターの調査を行うと共に、SKPT 及び市場建設を実施する海洋水産省及びそれを支援するローカルコンサルタントに対し、技術的助言を行うことを目的としている(通常の無償資金協力事業と異なり、現地調達のコンサルタントが詳細設計、入札支援、施工監理を行う)。本調査では、対象事業(実施サイトは東西南北インドネシア全土に広がっており、全6島の現地調査を1か所2泊3日で行うだけでも1か月以上を要する)の進捗状況、予算執行状況の把握に加え、各島において行われる設計・施工監理のコンサルタント及びコントラクターの調達(計 20 件程度)の監理や助言が行われるため、調査内容が多岐にわたり複雑である点が特殊と言える。企業にとっては、単独社での実施が難しく、必要な業務従事者や共同企業体を確保することが困難であった可能性がある。</p>
<p><b>契約条件の 特殊性</b></p>	<p>特殊な契約条件は設定していない。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>応募者が調査の概要をイメージしやすいように、実施の背景や留意事項、調査項目を業務指示書の中で具体的に記載した。また、財政支援型無償案件の概要や離島の状況がわかるよう、写真及び地図付きの配布資料を作成した。</p>

**契約相手方の概要(特殊性の有無)**

<p>契約相手方である OAFIC 株式会社は、水産、酪農、農業、環境等を専門とするコンサルティング会社である。同社以外にも JICA 案件を実施する水産案件を専門とするコンサルティング会社は複数社存在しており、特段の特殊性はない。</p>
--

**一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置**

<p>本件のように共同企業体の結成により業務を行う必要が見込まれる案件は、可能な限り前広にプレ公示を行うとともに、公平性に配慮しつつも必要に応じて業界への情報提供を行うことで、応募者が余裕をもって業務従事者の確保や共同企業体の結成、補強の確保等を行えるよう配慮する。</p>
---

**特記事項(委員選定理由に対する補足)**

<p>「基礎情報収集・確認調査の中で、契約金額が最も大きい契約。」</p> <p>本財政支援無償は国境付近の離島6島が対象。前述のとおり、実施サイトは東西南北インドネシア全土に広がっており、全6島の現地調査を1か所2泊3日で行うだけでも1か月以上を要する他、調査範囲は設計、入札、施工、施設の活用状況の確認等多岐にわたる。また、各島の施設規模及び進捗も様々となることが予め予想された。従って、十分な調査期間を確保する必要があった。</p>
---



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	ウガンダ国コメ振興プロジェクト(品種選定・維持管理)業務実施契約(単独型)														
契約金額	10,892,480円														
契約期間	2018年7月23日～2019年4月30日														
契約相手方	国際耕種株式会社														
契約方式	企画競争														
関心表明者	単独型のため、関心表明手続きはなし。														
応募要件	業務実施契約(単独型)の競争参加資格のとおり。														
契約の経緯	<table border="0"> <tr> <td>① プレ公示</td> <td>2018年4月18日</td> </tr> <tr> <td>② 公示</td> <td>2018年5月16日</td> </tr> <tr> <td>③ 業務指示書配布期間</td> <td>単独型のため設定無し</td> </tr> <tr> <td>④ 質問回答</td> <td>単独型のため設定無し</td> </tr> <tr> <td>⑤ プロポーザル提出締切</td> <td>2018年5月30日</td> </tr> <tr> <td>⑥ 契約交渉</td> <td>2018年6月13日</td> </tr> <tr> <td>⑦ 契約締結</td> <td>2018年7月23日</td> </tr> </table>	① プレ公示	2018年4月18日	② 公示	2018年5月16日	③ 業務指示書配布期間	単独型のため設定無し	④ 質問回答	単独型のため設定無し	⑤ プロポーザル提出締切	2018年5月30日	⑥ 契約交渉	2018年6月13日	⑦ 契約締結	2018年7月23日
① プレ公示	2018年4月18日														
② 公示	2018年5月16日														
③ 業務指示書配布期間	単独型のため設定無し														
④ 質問回答	単独型のため設定無し														
⑤ プロポーザル提出締切	2018年5月30日														
⑥ 契約交渉	2018年6月13日														
⑦ 契約締結	2018年7月23日														
業務内容	<p>1. 国立作物資源研究所(National Crops Resources Research Institute : NaCRRRI)のスタッフに対する品種の系統維持、品種比較・特性試験、品種選定などに関する技術移転(講義や実習を通じた指導)。</p> <p>2. 地域農業開発研究所(Zonal Agricultural Research and Development Institute : ZARD)の研究者に対する病害抵抗性品種候補系統の現地適応性試験に向けた技術移転(予備試験の実施指導)。</p>														

## 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	研究機関におけるイネ育種の技術移転であり、日本国内において当該技術は主として公的試験研究機関、大学等に蓄積されており、本業務が求める知見・経験を有するコンサルタントは限定的である。
契約条件の特殊性	特になし。
その他	特になし。

## 契約相手方の概要(特殊性の有無)

当該契約相手方は乾燥地農業、営農栽培、資源管理、灌漑水利用など農業農村開発ならびに自然資源管理・環境の広範な分野に関するコンサルティング業務を行っているが、本件についての特殊性があるとは言えない。
--

**一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置**

本案件に限らず、プレ公示の前広な実施、最新のプロジェクト活動進捗等、有用な情報提供を明示する等取り組んでおり、これらの取組みは今後も続ける予定である。



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	モンゴル国一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト(研修医評価)業務実施契約(単独型)								
契約金額	2,327,520円								
契約期間	2018年6月15日～2018年8月1日								
契約相手方	国立大学法人東京大学								
契約方式	企画競争								
関心表明者	なし								
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務としては医師の卒後研修に関する各種業務</li> <li>・対象国/類似地域としてはモンゴル/全途上国</li> <li>・語学の種類としては英語</li> <li>・参加資格等のない社等:特になし</li> <li>・必要予防接種:なし</li> </ul>								
契約の経緯	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① プレ公示</td> <td style="width: 50%;">2018年5月9日</td> </tr> <tr> <td>② 公示</td> <td>2018年5月16日</td> </tr> <tr> <td>③ プロポーザル提出締切</td> <td>2018年5月30日</td> </tr> <tr> <td>④ 契約締結</td> <td>2018年6月15日</td> </tr> </table>	① プレ公示	2018年5月9日	② 公示	2018年5月16日	③ プロポーザル提出締切	2018年5月30日	④ 契約締結	2018年6月15日
① プレ公示	2018年5月9日								
② 公示	2018年5月16日								
③ プロポーザル提出締切	2018年5月30日								
④ 契約締結	2018年6月15日								
業務内容	C/P 機関(モンゴル国保健省)及び現地派遣中の長期専門家との連携を通じて、医師の卒後研修における研修医評価に係るマニュアルの作成、指導医への評価法、研修カリキュラムへの助言・指導を行う								

## 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	<p>以下の業務の特殊性から内容上の難易度が高いと判断されたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モンゴルにおいて卒後医師に対しローテーションによる臨地実習(総合診療研修)を導入することが初めてであり、日本で実施されている制度を基に現地の状況にあわせて同国初の制度を導入するという点で案件としての難易度が高い。</li> <li>・卒後医師に対しローテーションによる臨地実習の支援(総合診療研修)を行っている案件で、かつ、実施中のものが公示時点で本案件のみであり、業務内容としては必ずしも一般的でなかった。</li> <li>・日本の研修医の評価に係る業務経験を基に、モンゴル側に指導・助言を行う内容であり、業務範囲が極めて限定的であった。</li> <li>・指定された現地期間において、研修医臨地実習制度と密接に関連する研修カリキュラムの評価も業務内容として含めていた。</li> </ul>
契約条件の特殊性	<p>以下の業務の特殊性から内容上の難易度が高いと判断されたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モンゴル側との本業務の内容に関する調整に時間を要した一方、現地での活</li> </ul>

	<p>動の進捗との関係上、モンゴルのナーダム祭(2018年7月11日)とその後の長期休暇前に現地活動を設定せざるを得なかった。このため、プレ公示から業務開始日(契約期間)までの間が短くなった。</p> <p>・本件は医学部を有する大学ならば応札できる可能性は高いが、業務遂行時期が大学の夏季休暇と重ならなかったため、大学で研究や医学教育に関係した業務を行っている専門家にとっては、時期的に応札しにくかった。</p>
その他	特になし。

#### 契約相手方の概要(特殊性の有無)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修医制度を含む医学教育そのものは、国立私立問わず各大学、病院で行われており、企画、実行などを一括で担う研究センターなどの機能を有している施設も多い。</li> <li>・国立大学法人東京大学は、医学教育センターを有し、同センターでは他国への医学教育のシステム導入をミッションの一つに掲げており、途上国への医学教育の支援への関心がとりわけ高い機関の一つであった。</li> </ul>
--

#### 一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学教育分野での人材は大学の関連機関に従事していることが多いことを想定し、大学教員が参画し易い夏季休暇(例:8~9月)を契約期間とするなどの調整を途上国側関係機関と行う。</li> <li>・研修医臨地実習制度の評価と研修カリキュラムの評価を別業務とし、業務の特殊性や負荷を軽減する。</li> </ul>
---



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	ガーナ国人材育成奨学計画(JDS)準備調査業務実施計画
契約金額	3,656,880円
契約期間	2018年11月12日～2019年6月7日
契約相手方	株式会社日本開発サービス
契約方式	企画競争
関心表明者	株式会社日本開発サービス
応募要件	<p>1. 参加要件： 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>2. 参加資格のない社等： 特になし。</p> <p>3. 共同企業体の結成可否： 認める。ただし、業務主任者(総括)は共同企業体の代表者の者とする。</p> <p>4. 補強の可否： 全業務従事者の 3/4 までを目途として配置を認める。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 1/2 までを目途とする。なお、業務主任者の補強は認めない。</p> <p>5. 外国籍人材の活用： 業務主任者を除き、認める。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ 2 分の 1 を超えない範囲。</p> <p>6. 業務管理グループ提案可否： 認めない。</p> <p>7. 業務従事者： (1)分野／合計 MM： ①業務主任／人材育成計画(評価対象) ②留学計画(評価対象) 総計 2.63MM(評価対象計 2.63MM)</p> <p>(2)対象国又は同類似地域： ガーナ及び全世界</p> <p>(3)語学能力： ①英語 ②英語</p> <p>(4)類似業務： ①人材育成に係る各種業務及び研修・招へい・留学生事業等に係る各種業務</p>

	②人材育成に係る各種業務及び研修・招へい・留学生事業等に係る各種業務												
契約の経緯	<table border="0"> <tr> <td>1. プレ公示</td> <td>2018年8月22日</td> </tr> <tr> <td>2. 公示</td> <td>2018年9月12日</td> </tr> <tr> <td>3. 業務指示書配布期間</td> <td>2018年9月12日～9月18日</td> </tr> <tr> <td>4. プロポーザル提出締切</td> <td>2018年9月28日</td> </tr> <tr> <td>5. 契約交渉</td> <td>2018年10月24日</td> </tr> <tr> <td>6. 契約締結</td> <td>2018年11月12日</td> </tr> </table>	1. プレ公示	2018年8月22日	2. 公示	2018年9月12日	3. 業務指示書配布期間	2018年9月12日～9月18日	4. プロポーザル提出締切	2018年9月28日	5. 契約交渉	2018年10月24日	6. 契約締結	2018年11月12日
1. プレ公示	2018年8月22日												
2. 公示	2018年9月12日												
3. 業務指示書配布期間	2018年9月12日～9月18日												
4. プロポーザル提出締切	2018年9月28日												
5. 契約交渉	2018年10月24日												
6. 契約締結	2018年11月12日												
業務内容	<p>人材育成奨学計画(以下、「JDS」)は、「対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受け入れ、帰国後は、社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、またひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」を目的とする事業でガーナに対しては2012年から受け入れを開始し、2019年までに修士65名を受け入れている。</p> <p>本調査では、ガーナ政府からの要請を受け、ガーナの開発課題の状況ならびに我が国の開発協力方針に照らし、2020年度から2023年度にかけて毎年最大22名(修士:13名、博士1名)の留学生を受け入れる予定で、4ヵ年分の受け入れ計画の策定を行う。主な業務としてガーナ人材育成方針、受入対象分野、対象機関等における関連情報収集・分析及び実施方針策定、本邦受入大学に関する情報収集及び資料作成、概略事業費の積算、準備調査報告書の作成等を実施する。</p>												

#### 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

業務内容の特殊性	施設・機材案件に代表される無償案件とは性質が異なり、本体事業では本邦における留学生のモニタリングや付加価値提供等が主たる業務となるため、人材開発や留学生受入にかかる知見やノウハウを必要とすること。
契約条件の特殊性	2020年度から2023年度の4ヵ年、継続して留学生を受け入れる為、協力準備調査から合計すると8年間の長期にわたり、安定した事業実施が求められること。
その他	ガーナ JDS はアフリカで初の JDS 事業であったことから、新規参入を躊躇された可能性がある。

#### 契約相手方の概要(特殊性の有無)

<p>先行案件の受注実績あり。</p> <p>案件名:ガーナ国人材育成奨学計画(JDS)準備調査(2015年度実施)</p> <p>受注者:株式会社日本開発サービス</p>
--

### 一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置

コンサルタントの応募促進のために、コンサルタント向け業務説明会を引き続き開催し、JDS事業概要及び本体事業における実施代理機関(エージェント)としての業務内容等について説明する。なお、2019年度の実績としては2019年7月17日に同説明会を開催し14社20名が参加した。

プロポーザル評価表の配点において、「2.業務実施方針等」に対する配点を高く、「3.業務従事予定者の経験・能力」を下げるなど、継続案件であっても新規参加者が応募しやすいよう工夫する。



## 案件概要シート

## 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2018年度課題別研修「保健医療分野研修（8コース）」
(2) 契約金額	70,884,623円
(3) 履行期間	2018年4月25日～2019年3月29日
(4) 契約相手名称	株式会社ティーエーネットワーク
(5) 担当部署	沖縄センター 研修業務課

## 《参加意思確認公募となった理由》

本研修は沖縄の保健医療分野の経験に関する理解、沖縄県内リソースを活用するノウハウが必須であることから、過去に沖縄センターの研修受託経験があり、瑕疵なく研修実施可能な団体を特定者として契約することを企図するものの、特定者以外にも本案件を実施し得ると考える団体の参入を阻むものではないと判断し、参加意思確認公募とした。

なお、本研修は①「公衆衛生活動による母子保健強化」5コース、②「地域保健システム強化による感染症対策」2コース、③「エビデンスに基づく公衆衛生計画立案」1コースの3案件計8コースから成る。それぞれの案件において参加意思確認公募を行った結果、特定者以外の参加意思表明者が無かったため、契約事務効率化の観点から3案件をまとめて1本の契約として締結した。

## 2. 背景・経緯

中低所得国においては、母子保健強化および感染症対策は援助重点項目の一つである。MDGs以降、一定の改善はみられるものの、SDGsにおいてもゴール3に設定されており、依然として協力へのニーズは高い。

かつて沖縄は、第二次世界大戦後の深刻な物資・人材不足の中で、関係者の連携等により極めて低い母子死亡率やマラリア等感染症の撲滅を達成しており、この経験が途上国にとって非常に役に立つものであると考える。

母子保健コースは1984年度から、感染症対策コースは1983年度から、エビデンスコースは2009年度から前身となる研修を実施して現在に至っている。

## 3. 業務内容

- (1) 公衆衛生改善に取り組む中央政府または地方政府の担当者に対して、母子保健強化対策・感染症予防計画・保健人材育成等を立案・実施・評価・管理する技術



習得する研修を実施する。

- (2) 日本で得た知見を活用するアクションプランを作成できるプログラムを構成し、参加者個々の課題に対するファシリテーションを行う。
- (3) 研修プログラム作成においては、沖縄県内の保健医療機関、研修旅行先である首都圏の国際協力機関および研究機関とのネットワークを活用する。
- (4) 沖縄県側関係者に対する国際理解促進等の地域還元を行う。

#### 4. 参加意思確認公募にて調達した理由

(同じ参加意思確認公募で選定したにも拘らず、前年度(2017年度)の契約相手方と今回(2018年度)の契約相手方が異なる理由。)

2017年度に参加意思確認公募を経て契約締結した(公社)沖縄県看護協会が、経営方針により同年度を以って海外研修事業(JICA研修)から撤退することを決定した。よって、新たな委託先を探したところ、2015年度からエビデンスコースを委託している株式会社ティーエーネットワーキングが受託可能であることが判明したため、同社を特定者として参加意思確認公募を実施し、2018年度からの委託先として契約した。

2018年度の契約は、いずれも同社を特定者とする参加意思確認公募を経たものである。

- ① 母子保健強化：2017年～2019年度は、(公社)沖縄県看護協会を特定者として参加意思確認公募(参加意思表明者無し)により選定。しかしながら、同協会が2017年度を以って研修から撤退したため、2018および2019年度の2ヵ年度分の公募を行った。研修内容を鑑み、戦後の沖縄の公衆衛生の改善に造詣が深い団体である必要があり、エビデンスコースで実績があったティーエーネットワーキング社を特定者として参加意思確認公募を実施した。
- ② 感染症対策：同上の理由。ただし参入障壁を下げる目的で、母子保健とは別案件として公募した。
- ③ エビデンス：2015～2017年度の研修を企画競争(1者応札)により選定。その次の3ヵ年度にあたる2018～2020年度はティーエーネットワーキング社を特定者として公募(参加意思表明者無し)。



## 案件概要シート

## 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2018-2020 年度課題別研修「天水稲作のための稲栽培・種子生産及び品種選定技術」コース（1 年次）
(2) 契約金額	31,320,713 円
(3) 履行期間	2019 年 2 月 25 日～2020 年 3 月 6 日
(4) 契約相手名称	一般社団法人海外農業開発協会
(5) 担当部署	筑波センター 研修業務課

## 《参加意思確認公募となった理由》

- ・ 発展途上国では、灌漑施設が未整備な地域が多いため、天水稲作（陸稲）に依存しているが、栽培の知識や経験を有する研究者、普及人材が不足しているため、これら人材の育成が喫緊の課題となっていることから、本研修を実施することとなった。
- ・ 一方、日本国内においては、陸稲は主に加工用（おかき）に僅かに生産されているもので、2019 年の収穫量は 1,600 トン（水稲 776 万 2,000 トン）、作付面積 702ha（水稲 146 万 9,000ha）しかなく、ごく限られた農家と県の農業試験場などで栽培されているのが実情であり、開発途上国の研修員向けの研修を受託可能な法人等はほぼ期待できない。
- ・ 一般社団法人海外農業開発協会は、2004 年から、農業・農村開発に関する研修事業受注実績があるが、特に前身コースである 2012～2014 年度地域別研修「アフリカ地域陸稲栽培及び品種選定技術」コース、2015～2017 年度課題別研修「陸稲栽培・種子生産及び品種選定技術」において、企画競争（一者応札）にて研修業務委託契約を受託していることから、産官学公民との豊富なネットワークを有し、研修実施に必要な知見等が集約され、適切に研修指導を実施することのできる唯一の機関とみなし、同協会を特定者とした参加意思確認公募による調達した。

## 2. 背景・経緯

- ・ アフリカを中心とする発展途上国では、天水畑陸稲作の改善によるコメの増産が急務となっており、JICA は「アフリカ緑の革命のための同盟（AGRA：Alliance for Green Revolution in Africa）」とともに、2008 年 5 月にサブサハラ・アフリカのコメ生産量を 10 年間で倍増することを目標とした国際イニシアティブ「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）」を立ち上げ、各国における国家稲作振興戦略の策定支援等に取り組んでいる。

- ・ 発展途上国では、特に天水稲作における十分な知識と経験を持った研究普及人材が不足しており、人材の育成が重要な課題となっていることから、本研修を立ち上げた。

### 3. 業務内容

#### 【本邦プログラム】

##### 研修実施全般に関する事項

- (1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- (2) 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- (3) 評価項目・評価基準の策定
- (4) JICA 筑波その他関係機関との連絡・調整
- (5) コースオリエンテーションの実施
- (6) 研修の実施・運営管理とモニタリング
- (7) 研修員の経験・知識レベルの把握（個別面接の実施等）
- (8) 各種発表会の実施（研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む）
- (9) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- (10) 研修員からの技術的質問への回答
- (11) 開・閉講式への出席、実施補佐
- (12) 評価会の出席、実施補佐
- (13) 反省会資料の作成、および反省会への出席
- (14) 講義、実験・実習、討議、見学等の評価・分析
- (15) 研修員への生活情報提供及び生活に係る助言・支援
- (16) 問題発生時の対応及び JICA、その他関係機関等への連絡と調整
- (17) 研修コースで使用した講義テキスト、レポート、実験・実習マニュアルの JICA 筑波への提出
- (18) JICA 筑波内の稲作分野関連施設・機材の適切な維持・管理および利用計画の作成（関連コースを受託する機関に所属する業務総括者との協力）なお、圃場管理については、別途圃場管理業務を受託したものが行う。
- (19) 稲作セクション会議（構成メンバーに、JICA 職員、他の稲作関連コース担当の業務総括者及び研修指導者、圃場管理業務を受託したものを含む）への出席
- (20) JICA 筑波が実施する農業関連行事への協力
- (21) インターンシップ実習生、国際協力理解講座受講者などの受入及び実習指導
- (22) 一般来訪者の施設見学、市民参加協力事業、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- (23) 「国際協力機構筑波国際センター生産品事務取扱要領」、「国際協力機構筑波国際センターにおける種子等の保管・管理・配付要領」等に基づく生産品及び種子等の管理に必要な事項の報告

(24) JICA 中部が所管する「アフリカ地域 稲作振興のための中核的農学研究者の育成」コースの研究計画発表会及び意見交換会への協力（年間2日間程度）  
研修指導（講義、討議、実験・実習）の実施に関する事項

- (1) 具体的な講義・討議・実験・実習計画の策定、及びその実施
- (2) 講師の選定・確保
- (3) 講師への講義依頼文書の発出
- (4) 講義室及び使用資機材の確認
- (5) 講義テキスト、資機材、参考資料の手配、準備（印刷を含む）・確認
- (6) 教材の複製や翻訳についての適法利用等、教材利用許諾範囲の確認
- (7) 講義等実施時の講師への対応
- (8) 外部講師による講義の通訳（必要に応じ）
- (9) 講師謝金、旅費、交通費の支払い
- (10) 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

見学（研修旅行）の実施に関する事項

- (1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- (2) 見学先への引率
- (3) 外部講師による説明の通訳（必要に応じ）
- (4) 見学謝金、旅費、交通費等の支払い
- (5) 見学先への礼状の作成と送付

**【事前準備期間】**

- (1) インセプションレポートの提出促進及び研修員からの問い合わせに対する助言・指導
- (2) 研修員が構想する実験に関する計画案の作成支援
- (3) 研修評価項目・評価基準等について、JICA 筑波との調整・確認
- (4) 実験・実習に必要な資機材・圃場の準備

**【事後整理期間】**

- (1) 研修実施結果の評価・分析（単元目標・案件目標の達成度確認含む）と評価方法にかかる改善策の検討
- (2) 帰国研修員からの技術的質問等への対応
- (3) 業務進捗報告書、経費実績報告書の作成
- (4) 次年度の実験・実習に必要な資材の準備

**【事後プログラム】**

- (1) 研修員のファイナルレポート作成に係る助言指導・提出促進
- (2) ファイナルレポート検討会への出席
- (3) ファイナルレポートに関する助言指導結果の取りまとめ及び JICA 筑波への提出
- (4) 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）、経費精算報告書の作成

#### 4. 参加意思確認公募にて調達した理由

- ・ 《参加意思確認公募となった理由》に記載したとおり、日本では陸稲栽培が衰退し、人材リソースもごく限られた農家や県の農業試験場の研究者しかいないのが実情である。
- ・ 一般社団法人海外農業開発協会は、2004年から、農業・農村開発に関する研修事業の受注実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されている。中でも稲作技術に関しては、特に研修事業の受託及び研修対象地域への専門家派遣の実績がある。
- ・ 本コースに関しては、前身コースである2012～2014年度地域別研修「アフリカ地域陸稲栽培及び品種選定技術」コース、2015～2017年度課題別研修「陸稲栽培・種子生産及び品種選定技術」において、企画競争（一者応札）にて研修業務委託契約を受託してきた。業務総括者は、本分野で博士号を取得し、論文発表も多く、筑波の関連の研究機関の研究者との強いネットワークを有しているとともに、途上国協力においては、強いリーダーシップを有している。
- ・ これらの実績から、筑波センター所管地域において、産官学公民との豊富なネットワークを有し、研修実施に必要な知見等が集約され、適切に研修指導を実施することのできる、ほぼ唯一の機関とみなした。
- ・ 以上を考慮して、同協会を特定者とした参加意思確認公募による調達を行った。



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	2018-2020 年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」コース	
契約金額	23,923,414 円	
契約期間	公示時点(2018年度):2019年1月10日~2019年9月30日 実績(2018年度):2019年1月10日~2019年10月11日 (精算に時間を要するとのことで交渉の結果、期間を延ばした)	
契約相手方	国際耕種株式会社	
契約方式	企画競争	
関心表明者	・国際耕種株式会社 ・一般財団法人日本国際協力センター	
応募要件	(1)法人格を持つ事業体であること。 (2)国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に規定する「登録不適格者」に該当しない者であること。 (3)次のいずれかに該当する者であること。 1)公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格を有し、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の認定等級(格付)に格付けされている者であること。 2)機構による事前競争参加資格審査により資格付与された者であること。 3)上記1)、2)による資格通知を受けていない者については機構による資格審査を受けること。 (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。 (5)公告の日から交渉順位結果通知日までの期間、契約に関し機構から指名停止措置を受けていないこと。	
契約の経緯	① プレ公示	なし
	② 公示	2018年9月3日
	③ 業務指示書配布期間	2018年10月1日
	④ 質問回答	2018年10月19日
	⑤ プロポーザル提出締切	2018年11月16日
	⑥ 契約交渉	2018年12月3日~12月27日
	⑦ 契約締結	2019年1月7日

<p><b>業務内容</b></p>	<p>(1)研修実施全般に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)日程・研修カリキュラムの作成・調整・翻訳</li> <li>2)研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理</li> <li>3)研修員選考会への出席(可能及び必要な場合)</li> <li>4)JICA 筑波その他関係機関との連絡・調整</li> <li>5)研修員への各種伝達</li> <li>6)コースに係る情報提供、実施方法等に係る協議への出席</li> <li>7)英語での研修実施が困難な講師や受入先等に研修を依頼する場合の通訳</li> <li>8)コースオリエンテーションの実施</li> <li>9)研修の実施・運営管理とモニタリング</li> <li>10)レポート作成・発表指導、各種発表会の実施</li> <li>11)研修員作成の各種レポートの分析・評価、研修員の知識・経験レベルの把握(個別面接の実施等)</li> <li>12)研修員からの技術的質問への回答</li> <li>13)質問票の配布・回収と集計</li> <li>14)研修員銀行カード・授受簿、航空券半券(国内移動時)の回収</li> <li>15)評価会出席、実施補佐、要旨作成</li> <li>16)開・閉講式への出席、実施補佐</li> <li>17)反省会の準備、出席補佐、議事録の作成</li> <li>18)講義、演習、見学・現地研修の評価・分析</li> <li>19)研修員への生活情報提供及び生活に係る助言・支援</li> <li>20)研修員事故・傷病・トラブル(各種ハラスメント含む)時における初動対応及び JICA その他関係機関への連絡と調整</li> <li>21)JICA 筑波内の野菜栽培分野の関連施設・機材の適切な維持・管理及び利用計画の作成(関連コースを受託する機関に所属する業務総括者との協力)、なお圃場管理については別途圃場管理業務を受託したものが行う</li> <li>22)関連コース間の講義、演習・実験・実習等における人的な相互交流の調整・実施</li> <li>23)野菜セクション会議(構成メンバーに、JICA 職員、他の野菜栽培関連コース担当業務総括者及び研修指導者、圃場管理業務を受託したものを含む)への実施・参加</li> <li>24)研修コースで使用したテキスト、レポート、実験・実習マニュアルの JICA 筑波への提出(原本及びデータ)</li> <li>25)インターンシップ実習生、国際協力理解講座受講者などの受入れ及び実習指導</li> <li>26)一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力</li> <li>27)JICA 筑波が実施する農業関連行事への協力(主に土日に実施)</li> <li>28)「国際協力機構筑波国際センター生産品事務取扱要領」、「国際協力機構筑</li> </ol>
--------------------	---

	<p>波国際センターにおける種子等の保管・管理・配付要領」等に基づく生産品及び種子等の管理に必要な事項の報告</p> <p>(2) 講義、演習、討議の実施に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 講義・演習・実験、実習計画の策定及びその実施</li> <li>2) 講師・実習先の選定・確保</li> <li>3) 講師への講義依頼文書等の発出</li> <li>4) 圃場利用計画及び圃場整備作業計画の策定</li> <li>5) 講義室及び使用資機材の確認・手配・設置</li> <li>6) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備(印刷を含む)・確認</li> <li>7) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認</li> <li>8) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び著作物利用承諾書取り付け</li> <li>9) 研修員からの著作物の利用条件同意書の取り付け補佐</li> <li>10) 講義等実施時の講師への対応</li> <li>11) 講師謝金の支払い</li> <li>12) 講師への旅費及び交通費の支払い</li> <li>13) 講師(ないし所属先)への礼状の作成・送付</li> </ol> <p>(3) 見学(現地研修)の実施に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 見学・現地研修計画の策定</li> <li>2) 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付</li> <li>3) 見学先への引率</li> <li>4) 見学謝金等の支払い</li> <li>5) 見学先への礼状の作成と送付</li> </ol> <p>(4) 事前準備期間及び事前プログラムに関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日程・研修カリキュラム及び研修業過項目・評価基準等について JICA 筑波との調整・確認</li> <li>2) 実験、実習、演習に必要な教材・圃場の準備</li> <li>3) インセプションレポート内容の分析、同レポート精度向上及び本邦プログラムで取り組む個別実験の課題抽出のための来日予定研修員への電子メール等による指導、追加情報提供</li> </ol> <p>(5) 事後整理期間に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整</li> <li>2) 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討</li> <li>3) 反省会の準備、出席、実施補佐、議事録の作成</li> <li>4) 業務完了報告書(教材の著作権処理結果含む)及び経費精算報告書の作成</li> </ol>
--	--



### 一者応札・応募となった理由、背景、要因等

<b>業務内容の 特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017 年までは本邦研修期間は 9 ヶ月であったが、本 2018 年度からは研修内容を大幅に見直し、本邦研修期間は 6 ヶ月に短縮したこともあり改めて企画競争とした。</li> <li>・この結果、国際耕種株式会社と日本国際協力センターから関心表明があった。</li> <li>・しかし、日本国際協力センターがプロポーザル提出を辞退したため、結果的に一者応札となった。</li> <li>・日本国際協力センターに辞退理由を確認したところ、業務人員等の関係という理由であり、辞退者向けアンケートでは公示方法、業務指示書、競争参加条件、仕様書については「特に問題ない」との回答であったので、業務人員のやり繰りが大きな要因であったと推察される。</li> </ul>
<b>契約条件の 特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にまたがる契約のため、年度末で経費精算報告をする必要がある。</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達部にも相談して、新規参加者がプロポーザルを提出しやすいように、業務指示書を配布するときに、前年の日程や業務従事者配置計画を貸与資料として配布した。</li> </ul>

### 契約相手方の概要(特殊性の有無)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際耕種株式会社は、本コース(前身のコースを含む)を 2005 年より受託し、豊富な知見を蓄積している(2009-2011、2012-2014、2015-2017 といずれも同社が一者応札)。</li> <li>・国際耕種株式会社は、開発途上国で農業・農村開発分野の技術協力プロジェクトにも参画しているが、同様の研修委託先は、筑波センター所管においても複数あるので、当該分野の一般的な委託先の一つである。</li> </ul>
---

### 一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでも企画競争公示時に、メーリングリストを通じて JICA 筑波の研修委託機関及び過去に関心表明があった団体等に応募勧奨を行っている。今後は、一般社団法人海外コンサルティング企業協会に依頼し、同協会会員コンサルタントにも案内を送付するなど、案内対象を広げていく。</li> </ul>
--



## 一者応札・応募事案フォローアップ票

## 契約概要

契約件名	2018年度課題別研修「総合都市交通計画」
契約金額	9,180,000円
契約期間	2018年9月12日から2019年2月28日まで
契約相手方	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)
関心表明者	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
応募要件	<p>(1) 公告日において平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有すること。全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査を受けることが可能。</p> <p>(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者であること。</p> <p>(3) 当機構から契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>(5) 競争に参加しようとする者が、反社会的勢力と関係が無いこと、および東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っていないこと。</p>
契約の経緯	<p>① 意見招請 2018年7月6日</p> <p>② 入札公告 2018年7月25日</p> <p>③ 競争参加資格確認申請 2018年8月17日 受付締切</p> <p>④ 技術提案書締切 2018年8月23日</p> <p>⑤ 入札会 2018年9月4日</p> <p>⑥ 契約締結 2018年9月12日</p>
業務内容	<p>(1) 研修実施予定時期: 2018年11月中旬～12月中旬</p> <p>(2) 想定する対象機関: 都市交通計画の政策立案あるいは実施に携わる、中央政府もしくは人口50万人以上の地方自治体</p> <p>(3) 案件目標: 都市開発政策の都市計画・都市開発を担う機関において、自国の課題に対応した都市計画及び都市開発の改善案が検討される。</p> <p>(4) 単元目標: ① 研修員所属機関において取り組まれている課題が予備的に整理される。</p>

	<p>②日本の都市交通関連制度の概要や各関連機関の役割が説明できる。</p> <p>③基本的な都市交通の需要分析を行うための基礎知識を習得する。</p> <p>④現行の都市交通計画の枠組みにおいて自組織の都市交通計画に関する課題が明確化され、新たな都市交通アプローチ／手法について改善提案書(インテリムレポート)が作成される。</p> <p>⑤研修員所属機関において改善提案書が共有され、実施・実現に向けた検討がなされる。</p>
--	---

**一者応札・応募となった理由、背景、要因等**

業務内容の特殊性	特に無し。
契約条件の特殊性	特に無し。
その他	<p>コンサルタント等各社の業務の都合による、と推測される。  (実際、意見招請の時点ではパシフィックコンサルタンツ株式会社から意見書が提出されていた状況あり)</p>

**契約相手方の概要(特殊性の有無)**

特に特殊性は無い。
-----------

**一者応札・応募を回避するために、今後、講ずるべき措置**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き、本案件の周知に努め、応募勧奨を行う。</li> <li>・引続き、意見招請を行って市場の声を反映した入札図書とし、幅広い応札者の参画を促進する。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度は2者の応募あり。</li> </ul>
---



## 2020 年度の契約監視委員会の運営について（案）

## 1. 審議対象事項

- (1) 競争性のない随意契約
- 競争性のない随意契約（2019 年度）の点検【任意抽出】
  - 変更契約（2019 年度）の点検【任意抽出】
- (2) 競争性の確保
- 2 回連続一者応札・応募となった契約（2019-20 年度）の点検【全件抽出】
  - 参加意思確認公募となった契約（2019-20 年度、ただし研修委託契約を除く）の点検【全件抽出】
  - コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約（2019 年度）の点検【任意抽出】
  - 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約（2019 年度）の点検【任意抽出】
- (3) 各種報告
- 調達等合理化計画（2019 年度自己評価及び 2020 年度計画案）
  - 契約実績（2020 年度上半期）

## 2. 開催予定

	審議／報告事項
第 1 回 (6 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2019 年度総括／2020 年度計画</li> <li>➢ 調達等合理化計画</li> <li>➢ 2 回連続一者応札・応募となった契約の点検</li> <li>➢ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検</li> </ul>
第 2 回 (9 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 競争性のない随意契約の点検</li> </ul>
第 3 回 (12 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 変更契約の点検</li> <li>➢ 2 回連続一者応札・応募となった契約の点検</li> <li>➢ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検</li> <li>➢ 上半期契約実績</li> </ul>
第 4 回 (3 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コンサルタント等契約のうち一者応札・応募となった契約の点検</li> <li>➢ 研修委託契約のうち一者応札・応募（参加意思確認公募を含む）となった契約の点検</li> <li>➢ 2021 年度運営方針</li> </ul>